

建設水道委員会記録

○開催日時

平成 27 年 12 月 11 日 午前 9 時 57 分～午後 3 時 7 分

○開催場所

第 2 委員会室

○出席委員（6 人）

委員 長 宮 里 兼 実	委 員 大田黒 博
副委員 長 下 園 政 喜	委 員 新 原 春 二
委 員 川 畑 善 照	委 員 谷 津 由 尚

○説明のための出席者

建 設 部 長 泊 正 人	入来区画整理推進室長 引 地 明 吉
建 設 政 策 課 長 須 田 徳 二	建 築 住 宅 課 長 福 島 和 朗
建 設 整 備 課 長 吉 川 正 紀	
課 長 代 理 上川原 雅 之	水 道 局 長 落 合 正 浩
建 設 維 持 課 長 永 田 一 朗	水 道 管 理 課 長 元 石 功 一
都 市 計 画 課 長 山 村 昭一郎	上 水 道 課 長 四 元 新 一
区 画 整 理 課 長 川 畑 稔	下 水 道 課 長 徳 重 勝 美

○事務局職員

議 事 調 査 課 長 道 場 益 男	主 幹 久 米 道 秋
------------------------	-------------------------------------

○審査事件等

付 託 事 件 等	所 管 課
議案第 289 号 財産の無償貸付について 議案第 290 号 財産の無償貸付について 議案第 305 号 薩摩川内市水道事業の設置等に関する条例及び薩摩川内市簡易水道事業及び飲料水供給事業条例の一部を改正する条例の制定について 議案第 306 号 財産の無償貸付について 議案第 307 号 財産の無償譲渡について 議案第 292 号 平成 27 年度薩摩川内市簡易水道事業特別会計補正予算 議案第 302 号 平成 27 年度薩摩川内市水道事業会計補正予算 議案第 291 号 平成 27 年度薩摩川内市一般会計補正予算 （所管事務調査）	水 道 管 理 課 上 水 道 課
議案第 293 号 平成 27 年度薩摩川内市公共下水道事業特別会計補正予算 議案第 294 号 平成 27 年度薩摩川内市農業集落排水事業特別会計補正予算 議案第 295 号 平成 27 年度薩摩川内市漁業集落排水事業特別会計補正予算 議案第 291 号 平成 27 年度薩摩川内市一般会計補正予算 （所管事務調査）	下 水 道 課
議案第 291 号 平成 27 年度薩摩川内市一般会計補正予算 （所管事務調査）	建 設 政 策 課

議案第 280 号 薩摩川内市祁答院百年杉の館野外ステージ条例を廃止する条例の制定について 議案第 281 号 薩摩川内市入来観光施設条例の一部を改正する条例の制定について 議案第 282 号 薩摩川内市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について 議案第 283 号 薩摩川内市普通公園条例の一部を改正する条例の制定について 議案第 284 号 薩摩川内市藺牟田池自然公園施設の指定管理者の指定について 議案第 285 号 薩摩川内市愛宕ビスタパーク等の指定管理者の指定について 議案第 286 号 薩摩川内市寺山いこいの広場の指定管理者の指定について 議案第 291 号 平成 27 年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	建設整備課
議案第 291 号 平成 27 年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	建設維持課
議案第 291 号 平成 27 年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	都市計画課
議案第 287 号 薩摩川内市都市計画事業川内駅周辺地区土地区画整理事業施行条例を廃止する条例の制定について 議案第 296 号 平成 27 年度薩摩川内市天辰第一地区土地区画整理事業特別会計補正予算 議案第 291 号 平成 27 年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	区画整理課
議案第 297 号 平成 27 年度薩摩川内市入来温泉場地区土地区画整理事業特別会計補正予算 議案第 291 号 平成 27 年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	入来区画整理推進室
議案第 288 号 薩摩川内市営住宅等の指定管理者の指定について 議案第 291 号 平成 27 年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	建築住宅課

△開 会

○委員長（宮里兼実）ただいまから、建設水道委員会を開会いたします。

本日の委員会は、お手元に配付しております審査日程により、審査を進めたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）御異議ありませんので、お手元に配付しております審査日程により、審査を進めます。

ここで、傍聴の取り扱いについて申し上げます。

現在のところ傍聴の申し出はありませんが、会議の途中で傍聴の申し出がある場合は、委員長において随時許可します。

△水道管理課・上水道課の審査

○委員長（宮里兼実）それでは、水道管理課及び上水道課の審査に入ります。

△議案第289号―議案第290号

○委員長（宮里兼実）まず、議案第289号及び議案第290号の議案2件を一括議題とします。

これらの議案2件については、樋脇町市比野地区に所在する二つの公衆浴場を、いずれも同一の借受人へ無償貸し付けしようとするものでありますので、一括して説明を求め、質疑を行った後、1件ごとに討論、採決を行います。

それでは、当局に補足説明を求めます。

○上水道課長（四元新一）それでは、議案第289号及び議案第290号財産の無償貸付について説明いたしますので、議案つづりその3の289―1ページ及び290―1ページをごらんいただきながら、あわせまして議会資料の1ページをごらんください。この議会資料は11月16日付の議会資料になっております。

現在、営業しております市営公衆浴場のうち、入来温泉湯之山館を除く上之湯公衆浴場、下之湯公衆浴場、大村温泉公衆浴場、黒木温泉公衆浴場の4施設について、薩摩川内市公有財産利活用基本方針に基づく財産仕分けにより、処分することとしており、平成28年4月1日施行の公衆浴場廃止条例に伴いまして、当該施設を普通財産に変更いたしまして、効率的かつ効果的な財産活用を図るため、民間に無償貸付及び無償譲渡しようとするものであります。

そこで、まず市比野地区の上之湯公衆浴場と下之湯公衆浴場についてですが、当初予算、処分方針といたしましては、譲渡の予定としておりましたが、上之湯公衆浴場は樋脇保健センターに、下之湯公衆浴場は総合休養会館にそれぞれ併設された複合施設となっており、施設の譲渡はできないとの判断から、貸し付けに変更したものでございます。

それぞれの議案の最後に平面図が添付されております。1階部分に着色をしてございますが、そこが今回貸し付けする施設部分になるところでございますので、御確認ください。

貸し付け先の選定につきましては、議会資料のこれまでの経過に記載してございますが、最初、市比野地区コミュニティ協議会に説明し、お願いをいたしました。公衆浴場の運営については難しいとのことで、公募を考えておりましたところ、市比野温泉地域活性化協議会から、温泉を核とした地域振興を図るため、公衆浴場の運営をしたいとの強い申し出がございまして、これまで協議を重ねてまいりました。

10月26日に当協議会の会員を中心に、正式に株式会社市比野温泉という会社を設立されましたので、それを受けまして、10月27日に建物使用貸借仮契約を締結したところでございます。

貸し付け先の株式会社市比野温泉の会社概要につきましては、議会資料に記載しているとおりでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○委員長（宮里兼実）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（新原春二）温泉施設の貸与に関しては異議がないわけですけども、施設が、上之湯のほうはまだそんなにたっていないと思います。保健センターと併設ですからないと思います。下之湯の関係については、結構もう古いんです。そうした場合には、施設のリニューアルといいますか、そういうものの取り扱いですね。株式会社の市比野温泉のほうに貸与されるんですけど、そこら辺のリニューアルの関係については、もう株式会社のほうで、ある程度の、どこら辺までリニューアルができるのか。リニューアルについてはもう貸し付けだから、もう市がするのか、そこら辺の状況は

どう考えておられますか。

○上水道課長（四元新一） 特に、下之湯の併設しております総合休養会館につきましては、建物も結構古うございます。まず、貸し付け前に、こちらとしましても、公衆浴場として今後、経営できるような状態で、やっぱり貸し付けはするべきということで、貸し付け前に細かな修繕等もいたします。しかし、今後、経営する中で、いろんな機器類、そういった運営上にちょっとした修繕とか、あといろんな交換部品とかというのは、当然、貸し付けサイドでしないといけないと考えておりますけど、大きな施設修繕といいますか、そういったものについては相互協議しながら、財産的にはまだ市のほうにございますので、全てを貸し付けサイドにということではございませんが。しかし、やっぱり通常の運営をする中で、ある程度の修繕資金については、やっぱり修繕積立金みたいな形で貸し付けサイドにお願いすることになると思いますので、そこはしっかりと4月1日をもって貸し付けすることとしておりますので、それまではしっかりとそういった区分はきっちりとして貸し付けを行いたいと考えております。

○委員（新原春二） ぜひそうしてほしいんですけども、一つは今までの温泉としては、普通の温泉、温泉は質としては非常にいい温泉の質ですので、これにただ、ここで考えていらっしゃるの、どんな考えを持っていらっしゃるのかわかりませんが、観光的な浴場に考えていらっしゃるのとすれば、相当なりリニューアルを計画されないかんわけです。そうした場合に、もう結構古いんで、観光施設としてどうにか露天風呂でもつくって、修繕なんかをする場合に、それをもろろん協議をされると思うんですけども、そこら辺の大幅なりリニューアルちゅうことについては、市としては今考えていらっしゃる、今のままで修繕をして出すということで理解してよろしいんですか。

○上水道課長（四元新一） 基本的にはそういうことになりますが、貸し付け先のほうで運営経営する中で、そういった先のことを考えながら、何かリニューアルをしたいと、申し出があれば、総合休養会館につきましては、現在はコミュニティ課の所管になっておりますが、4月1日で総合休養会館のほうが廃止になる予定で、その後、水道局のほうに移管されるということに今なっております。

ですから、総合休養会館自体が水道局所管になりますので、今後、そういった貸し付け先等の協議の中で、そういったことが出てくれば、当然協議しながらということになりますけど、基本的には、大規模改修は今のところ水道局としては考えていないところでございます。

○委員（新原春二） 観光的にも市比野温泉株式会社の方は、いろんな企画も持っていられちゃるようですので、そういったことが発生をしたら、ぜひ、相談に乗っていただいて、観光的ないい施設をやっぱり市比野に客が呼べるようなそうした施設に、ぜひしていただきたいと思いますので、協力をよろしくお願いします。

以上です。

○上水道課長（四元新一） 済いません。1点だけちょっとつけ加えさせていただきますと、今の下之湯につきましては、トイレのほうがどうしても利用者が気になる場所なんですけど、和式トイレになっておりますので、これを男女洋式にする予定とはしております。そこまでは一応こちらのほうで考えているところでございます。

以上です。

○委員（大田黒 博） 議案第289号、議案第290号、同時に質問させていただきますけれども。後ほど祁答院の問題でもあるかと思いますが、基本的に貸し付けと無償譲渡という考え方がありますが。湯之山館が270円です、黒木温泉が270円。これ条例によって制定されておりますけれども、以前のシミュレーションで、やっぱり赤字が懸念されたわけです。そうしたときに無償貸し付けをこの方々が決定されたと同時に、皆さん方が赤字を覚悟でする人はいませんので、そこには、今ここにあるように、業務内容の中にその意味を持ったもので客をふやそうとか、そういうものをあと思うんですけれども。その料金設定の考え方と、その辺を少しどういう話し合いをされたのか、後ほど出る黒木温泉も大村温泉もしかりなんですけれども、どのあたりで、どういう形で温泉150円が270円。この中での審議をしていくのか、物すごく気になる場所なんです。問われるのは、市民から住民から問われるのはそこが一番問題になっているんです。その辺の考え方をちょっと教えていただけませんか。

○上水道課長（四元新一） 入浴料金150円で

今現在やっておりますが、幸いにして、市比野地域については、何とか市営管理のほうも黒字で経営ができています、そういったことです。市比野の皆さんも、やはり経営について非常に心配をされておりましたが、そういった指定管理者の経営状況、あるいは新たにそういった株式会社で収入がある、そういった催し、事業、そういったものもあわせて、全体を黒字化をしていこうという、そういったことでお引き受けになったというふうに考えております。

当初はなかなか収入の関係で心配されておりましたが、指定管理者の経営状態がこうですと。あと、そういった地元ならではのそういった収入の確保についても、いろいろこれから努力をしていきたいと、そういったことを言われながら、今回、無償貸し付けでやるといったことの結論に至ったということでございます。

料金は、今のところ現状のままでいくということでお話はしてございます。

○委員（大田黒 博）心配するのは、現状維持でいく中に、隣といえば隣、入来270円、少し差があるわけです。そこいらを皆さんがこれから温泉を利用される方がロコミあたりでいろんな話が出てくると思うんですけど、その辺の大きな問題になってきそうな気がするんです。だから、その辺の中で、不安がある中で確認したいんですけども、こういう貸し付けの契約を入れる中に、その辺のちゃんとしたものはまだないということなんですよ。そういう話がされていないということではないでしょうか。

○水道管理課長（元石功一）経営状況がどういうふうになっていくのか、来年4月から早速、経営をしていただきますが、経営状況を見ながら支援——赤字になったとき、どういった市のほうで支援、ができるのか、そういったものについては、まだ具体的なお話はしていないところでございます。

支援策といってもなかなか市のほうでも難しいですので、その辺については、まだ具体的なことについては、まだ我々もお話はしていない、そういったところでございます。

○委員長（宮里兼実）いいですか。ほかに。

○委員（谷津由尚）この市比野温泉の活性化のために株式会社市比野温泉様が非常に今から積極的にやっていただけるのは非常にありがたいこと

で、全体のいろんな事業と絡めて黒字になればいいんでしょうけど。どうしてもやっぱりもうちょっと料金改定をせざるを得ないという御相談があった場合は、これは市としては無償貸し付けという契約の中で、それはもう市としては判断権限は株式会社の市比野温泉さんにあるわけで、それは認めざるを得ないという形になるんでしょうか。

○水道管理課長（元石功一）もう公衆浴場条例が廃止されるということで、市については、そういった拘束をするという、そういった権限といえますか、そういったものはないというふうに考えておりますが。そういった経営状況が悪くなって、料金値上げをしたいと、そういった相談はちゃんと受けながら、経営についても支援ができることがあれば支援をしながら、市比野の活性化のために、我々も協力はしたいというふうには考えています。

○委員（谷津由尚）それは非常にありがたいんです。ですので、最終的に料金改定をさせてほしいという御相談があった場合は、それはもう権限としては市はないので、経営者である市比野温泉さんでやってくださいという判断になるんですよね、その確認です。

○水道管理課長（元石功一）我々には、幾らにしないということ、そういった権限はございませんので、そういった申し出があれば、相談に乗りながら、いきたいというふうには思っています。

○委員長（宮里兼実）質疑は尽きたと認めます。これより討論、採決を行います。

まず、議案第289号について、討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）討論はないと認めます。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第290号について、討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）討論はないと認めます。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第305号 薩摩川内市水道事業の設置等に関する条例及び薩摩川内市簡易水道事業及び飲料水供給事業条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（宮里兼実）次に、議案第305号薩摩川内市水道事業の設置等に関する条例及び薩摩川内市簡易水道事業及び飲料水供給事業条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○水道管理課長（元石功一）それでは、議案第305号薩摩川内市水道事業の設置等に関する条例及び薩摩川内市簡易水道事業及び飲料水供給事業条例の一部を改正する条例の制定について説明をいたします。

議案つづりのその4、305—1ページになります。説明は、水道局議会資料、12月4日付の議会資料で御説明をいたします。議会資料の1ページをお開きください。

今回の条例改正の概要は、本土地域の土川簡易水道ほか16事業を水道事業に統合すること。また、甌島地域においては、里、上甌地域の2簡易水道を上甌島簡易水道事業に、下甌、鹿島地域の7事業を下甌島簡易水道事業に再編するものでございます。

改正の内容になりますが、水道事業の設置等に関する条例の改正につきましては、同条例第2条第2項に規定されている基本計画につきまして、給水人口を8万100人から9万人へ、1日最大給水量を3万2,800立米から4万立米に変更するものでございます。

また、簡易水道事業及び飲料水供給事業条例の改正は、条例の題名を「薩摩川内市簡易水道事業及び飲料水供給事業条例」から「薩摩川内市簡易水道事業条例」に改正するものでございます。

また、第2条及び第3条につきまして、里、上甌地域を上甌島簡易水道事業とし、給水人口を

2,530人、1日最大給水量を1,120立米と定め、下甌、鹿島地域を下甌島簡易水道事業とし、給水人口を2,410人、1日最大給水量を1,071立米と定めるものでございます。

最後に、船舶給水に係る規定につきまして、簡易水道事業から削除し、水道事業給水条例の料金表に加えるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく願います。

○委員長（宮里兼実）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（大田黒 博）基本的には、供給を受けてる住民に対しては、基本的には何か変わるんですか。

○水道管理課長（元石功一）使われる方は、今までどおり変わることはないというふうに考えております。

○委員（大田黒 博）今言われた給水人口、あるいはそういうもろもろの数字の変更等を含めて、整理しようというそのことのみですよね。問題ないんですよね。

○水道管理課長（元石功一）何も問題ないというふうに考えております。

○委員長（宮里兼実）ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）質疑は尽きたと認めます。これより、討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）討論はないと認めます。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第306号 財産の無償貸付について

○委員長（宮里兼実）次に、議案第306号財産の無償貸付についてを議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○上水道課長（四元新一）それでは、議案第

306号財産の無償貸付について説明いたしますので、議案つづりその4の306—1ページを開きください。あわせて議会資料の2ページもごらんください。

祁答院の黒木温泉公衆浴場につきましては、平成7年に開業以来、湯量不足やポンプ故障等により、たびたび休業し、井戸の増掘工事等の施設整備を行ってきましたが、湯量の減少に歯どめがかからず、営業時間等の調整によりまして、何とか今日まで営業を続けてきましたが、先般、台風15号通過後の8月30日に泉源のポンプが故障いたしまして、現在、休業している状況でございます。

この間、ポンプ故障の原因究明や今後の対応等を検討する中で、地元説明会を実施し、地域の方々の存続への強い要望等もあり、現在、再開に向けて調整しているところでございます。再開後は、施設の利用促進を含めて、運営等に対しましても、地元の全面的な協力もお願いしたところでございます。

こういった理由から、当案件が中日提案となったものでございます。

当施設につきましても、当初、処分方針としては、譲渡の予定としておりましたが、先ほど説明したとおり、湯量や施設故障等により、いつ営業休止、あるいは廃止になるか予測ができない状況であるため、貸し付けとしたものでございます。

貸し付け先の選定につきましては、議会資料のこれまでの経過に記載してあるとおりで、最初、黒木地区コミュニティ協議会に説明し、お願いをいたしました。が、公衆浴場の運営については難しいとのことでしたので、公募を考えておりましたところ、地元企業である有川商店より、施設が利用できる間は地域貢献のためにも何とか運営したいとの申し出があり、協議を重ねてまいりましたが、11月18日に土地建物使用貸借仮契約を締結したところでございます。

貸し付け先の有川商店有限会社の会社概要につきましては、議会資料に記載しているところでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（宮里兼実） ただいま当局の説明がありました。が、これより質疑に入ります。御質疑願

います。

○委員（大田黒 博） 地元のことで、質問させていただきますけれども、6回、7回のポンプの入れかえをなされているということで、以前から言っていますように、150円が270円になるときの条例においての住民のアンケート、もろもろがありまして、それなりの住民の納得を得ながら270円で運営されている。その中で、ポンプがあれだけの枯渇、枯れるのが何の原因なのかわかりませんけれども。この前、四元課長じきじき、どこでしたっけ、ポンプ会社と来られて上げられたときに、いわゆる泉質もろもろの原因等は解明されずに、再度またされるということなんですよ、基本的、結果的には。もうそれは後でよか。それと同時に、やはり2年から3年の間でこのポンプのモチです。だから、そこを住民の方々はやっぱり心配されているわけです。今、説明がありましたように、無償譲渡にならなかったのは、またそうなったときには、ポンプの入れかえが200万から300万かかってしまうということですので、ここは手を挙げるところはないだろうと思っておりますし。黒木の泉質は物すごくいいという前から評判だったもんですから、それが市内外に伝わって、大変、一時期、物すごい人がふえた時期もあるんですけども、現在は時間制限があり、少し低迷されている中での270円というのに対して、不安の中での再スタート、あるいは今言われた今回切りですよとなれば、その不安があるんですけども、その辺の説明等を含めての黒木住民、あるいは説明会での意見等を少し教えていただけないでしょうか。

○水道課長（四元新一） まず最初、ポンプを今回引き上げまして、その故障の原因等の究明ですが、先般、11月16日にその結果をもちまして、コミュニティ、あるいは利用者の方に説明会を実施したところでございます。今回、点検結果といたしましては、まず、モーターのほうは、モーター内部に温泉水が入っていたということで、まずモーターはだめだったということと、あとポンプの部分につきましては、内部にスケールが付着していたり、あるいはシャフトとかベアリングとかも摩耗していたということで、これは経年劣化等も多分あると思いますので、こういった原因で今回の引き上げたポンプについてはもう使えないということになりました。

あと、メーカー側にもいろいろ聞き取りをしたら、温泉のこういった泉源ポンプにつきましては、泉質とか、あるいは湯量、あるいは液温です。あと運転時間、そういったいろんな条件で耐用年数ちゅうのが変わってくるということで、新品のポンプを入れかえて何年もつとは断定はできないということなんです。

ここで利用しているポンプはステンレスの一番いいやつになります。だから、これにかわるものはないかといったときに、これにかわる泉源ポンプとしてはないということの回答をいただきましたので、今回、同等のものを入れかえようと、今準備を進めているところですが、耐用年数につきましては、営業時間の調整を今していただいて、週5日、4時から9時まで5時間営業となりました。今までは2年ぐらいですか、平均、もって、だったんですが。今回、入れかえた――故障した――ポンプにつきましては、4年3カ月もっておりますので。ですから、この営業時間の調整によって、やっぱり稼働時間等も減ってきた、そういう関係もございまして、ちょっと以前よりは延命化ができておりますので、今回、入れかえるポンプについても、何年もつとはちょっと言えませんが、そこは四、五年はもってほしいという我々の期待は込めて、今回、入れかえをして再開しようとするものでございます。

説明会の中で、やっぱり地元の方は、黒木、あそこを廃止にしたら、どうしてもまた黒木がすたれてしまうといいますが、せめてあそこだけは何とか存続してほしいという強い要望もありまして、実際、コミュニティ協議会から要望書も出てきましたので、それらを受けて、再度、一応ちゃんと検討しまして、一応存続という形で、今、調整を図りながら、やっているところでございます。

先般、9日の日にちょうどポンプのほうの入札も実施しまして、何とか年内には再開できるようにということで、今、動いているところでございます。

以上です。

○委員（大田黒 博） 一方から見ればありがたい対応なんですけれども、泉源が、泉質を含めて湯量が足りない中に、ストックヤードがあそこあります。それに灯油で温めて、泉源から上げる量を最小限に抑えて、持続的なものでしょうということで、何回か苦慮されてるんですけれども。今、

課長が言われたそういうものを含めて、4年3カ月もっているんであれば、ぜひその辺もまた検討を加えて、やっぱり4年、5年、それ以上になるように、ぜひしてほしいということなんです。

一つだけ気になるのは、もうどうしようもないのか、原因が、ポンプが傷む原因が。ちゅうのは、皆さんから言われるのは、「大村温泉は、今まで掘ってから1件もないよ」と。「何で黒木ばかりやっつけ」ということですから。そうしたときに疑問が吹き上がるのは当たり前のことで、何ともその専門あたりにしても、その原因は突きとめてほしいなと思うんですけれども、その辺の把握はどの程度されているのか、全くわからない中でこういう見切り発車なのか、少し教えていただけますか。

○上水道課長（四元新一） おっしゃるとおり、大村については、もう入れかえて10年ぐらいたつんですかね。泉質がまず違います。一つ大きな違いは多分、泉質です。大村のほうはもう真水に近いようなさらさらしたようなあれです。あと、黒木につきましては、約300メートルぐらいのところにポンプが入っておりまして、大村については160メートルぐらいのところですかね。そういったやつもありますし、いろんな条件の違い、そういったものによりまして、やっぱりポンプの耐用年数が変わってくるということになりますので、我々も何か黒木の泉質に合うものはないのか、メーカーのほうにいろいろ相談をしてみたいんですが、今の汎用品として出回っているポンプにつきましては、もうあれがステンレス製だし、あれ以上のものはないということで、一応あったもんですから。だから今回もやむなく一応それに入れかえるということで、判断したところです。

いろいろ聞き取りはしてみたんですが、メーカーに。どうしてもメーカーとしても温泉の泉源ポンプについては何年ということはまず言えないということなんですよ、保証ができません。それがやっぱ大きいところなんです。普通の水道用のポンプでしたら大体、耐用年数が何年とかというのがある程度、決まって想定ができるんですが。そこがやっぱりちょっと不明確なところではございますけど、やむなく今回もできるだけ早く一応再開してやりたいという思いの中で、今回、準備をしているところでございます。

○委員（大田黒 博） わかりました。ぜひそう

いう再開で仕方がないと思っておりますし、ありがたいと思っておりますし、今、課長が言われた1日も早い黒木温泉の再開に向けて、年内、1日も早くしていただきますようお願いします。

以上です。

○委員（下園政喜）大変厳しいような船出に聞こえるんですが、5年間の契約ということですよ。その中でポンプが、もって5年というような話ですけれども。もしこの契約もどうしてもできないと、続行できないとなったときに、有川さんがお断りになったとすれば、その違約金とかペナルティが課せられますか。

○水道管理課長（元石功一）その契約解除の原因というのがどちらにあるのか、そういったことで違約金が発生するというふうに思います。その契約解除の原因が泉源、あるいはポンプとなれば、有川さんのほうにそういった責めを負わすというのは考えられないんじゃないのかなというふうには考えています。

○委員（下園政喜）それはもちろん契約書にちゃんとうたわれるんですよね。わかりました。

○委員長（宮里兼実）質疑は尽きたと認めます。これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）討論はないと認めます。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第307号 財産の無償譲渡について

○委員長（宮里兼実）次に、議案第307号財産の無償譲渡についてを議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○上水道課長（四元新一）それでは、議案第307号財産の無償譲渡について説明いたしますので、議案つづりその4の307—1ページを開きください。あわせて議会資料の3ページもごらんください。

祁答院の大村温泉公衆浴場につきましては、処

分方針が譲渡ということで、これまで事務を進めてまいりましたが、泉源が祁答院中学校の学校敷地内にあり、また、公衆浴場自体も祁答院共同福祉施設と同一敷地内にあったため、土地の分筆登記等に不測の日数を要しまして、当案件がまず中日提案となったものでございます。

譲渡する財産は、土地2筆、建物2棟、温泉権1カ所で、評価額は記載のとおり729万円であります。

譲渡先の選定につきましては、当施設も地域密着型施設と考え、当初、大村地区コミュニティ協議会への譲渡を想定しまして、説明会等を実施し、お願いしてまいりましたが、公衆浴場の運営については難しいとのことで、公募により譲渡することで進めておりましたところ、地元企業である有川商店より当施設を長年利用しており、愛着もあり、また、今まで地域の皆さんに大変お世話になっているため、今回、ぜひ譲渡を受けて、いろいろな工夫をしながら、利用促進に努め、少しでも地域の活性化に寄与したいとの思いから、譲渡申し込みがございました。

その後、細部にわたる条件等について慎重に協議を重ね、大村地区コミュニティ協議会の意見等も参考にしながら、11月6日に譲渡先候補者選定委員会を開催しまして、有川商店に決定したところでございます。

それを受けて、11月18日に、譲渡後10年間は引き続き指定用途に供する等の基本条件を相互確認した上で、土地、建物譲渡仮契約書を締結したところでございます。

譲渡先の有川商店有限会社の会社概要につきましては、議会資料に記載のとおりでございます。

水道局といたしましても、譲渡後は地元の民間企業としてさまざまなノウハウを遺憾なく発揮していただき、市民の健康と福祉の増進に努めていただくとともに、これまで以上に地域の拠点施設としてにぎわいを創出できるような施設になることを期待しているところでございます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○委員長（宮里兼実）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（大田黒 博）数点質問があるんですが、まず1点目から、大村地区コミの譲渡あるいは管

理に対する依頼に対して、できないという方向性が出て、その後、もろもろの時間がたちました。その中で、私がお聞きするところによりますと、水面下で少しいろいろ有川商店になるまでの経緯があったんですけども、あそこの温泉の近くの方とか、数名の方々が問い合わせがあって、なぜこの大村地区コミ内で公募しないのかという問い合わせがあったんですけど、その点はどうなったんでしょうか。

○水道管理課長（元石功一） ここにこれまでの経過を記載してございますが、大村地区コミュニティではできないといったことで、次は、であれば公募といった形で考えておりました。その間、いろいろ地元の大田黒委員のほうからもいろいろお話があったこと、それからそういったことをしているうちに、有川さんがやりたいというのを我々がお聞きして、真意を確認しながらしたところ です。

あと、普通であれば、公募をして、いろいろ選定をして決めるということなんですけど、地元の企業から手が挙がったと。あと、地元の皆さんがどういうふうに考えていらっしゃるかと、そういったことを総合的に判断して、地元の有川さん、頑張ってくださいねとか、そういった機運、あるいはそういったことがあれば、もうその方と交渉をしていくという、そういったスタンスで有川さんのほうとは交渉しながら、有川さんというふうになったところでございます。

公募と考えていたんですけど、そういった地元の企業が手を挙げたということをお聞きいたしまして、真意を確認して、今の流れになってきたということでございます。

○委員（大田黒 博） それはおかしいですよ。役所のやり方においては非常におかしいと思います。僕が言っているのは、有川さんがどうのこのじゃないんです。やっぱり公募して、皆さんが公募の選定とか、それを受けられて、近いんだから、やりたいんだという人がおられるんだしたら、公募かけて、やっぱりそういうようなものを地元と認めてするべきじゃなかったのかなと。その中で有川さんが決まれば、皆さん、「この大村温泉の活性化のためやらよ」という機運を持っていきたかったんです。ただ、ごたごたなって、集排の関係もありますけれども、会って、徳重課長あたりにも確認しましたがけれども、そういう少し

議論も異論もありました、有川さんがされることに対して。それは、課長が言う、手が挙がったから、地元の業者の手が挙がったから、それにすんなりいったちゅうのに、皆さん納得されてる人たちも、されていない人たちもいるちゅうことです。だから、課長が今、その説明をされると、「それおかしやよ」と言われるのは出てくると思います。

ただ、コミ協内で公募をかけてれば問題なかったんじゃないかなと思うんですよ。そこで、誰かの推薦があったり、そういうものがあって、筋がちゃんと通れば、皆さん、「そげん200円になっても270円になってもよからよ」という、「地元の温泉がなくなるちゅうのは避けるべきやらよ」という意見でまとまって、10年の契約、それ以上のそういうものに対して、大村温泉を残そうという機運が高まったんじゃないかなと思っ ているんです。根本的なものが間違っているような気がしますが、どうなんでしょうか。

○水道管理課長（元石功一） 我々も当初はそういった公募という考えでおりました。これが、他の地域とか市外とか県外とか、そういった方が手を挙げられたら、我々は、今、やってきた有川商店さんといういろいろお話をしてきましたけれども、そういったやり方はしなかったというふうに考えております。地元の方が手を挙げたといったことで、我々は地区コミと同じような考え方です。最初、地区コミにお願いすると、そういったことと同じ考え方で、有川さんと交渉してきたと。地域の地元の方が手を挙げられたということが我々としては最大の原因で、こういった形で契約をしてきたというふうに考えております。

○委員（大田黒 博） それよくわからないんです。地元の方々のために、今言っているのは、市外、祁答院町外から来たときに困るという意味です。だから、コミュニティ協議会内での公募はとれなかったんですかちゅうこと。

○水道局長（落合正浩） おっしゃるように、これまででは、もう平成26年のころから地区コミを中心に何回となくこういうお話はしてきました。地区コミがもうできないという話をいただきました後、いろんな情報、地区コミに寄せられる「やってもいいよ」という情報とか、例えば、私たちに、「どういう施設ですか」という問い合わせ等 がありました。ただし、具体的話まで行く案件は一つもございませんで、どうしたものかと考えて

いたときに、今、ありましたように、地元企業の有川さんのほうが、こういうふうにしたいという話があるということで、先ほどありますように、いろいろと中身を詰めてまいりました。地元の方々からも、やっぱりいろんな情報も最初いただく中で、途切れてまいってきましたし、そして、地域の中でこういうふうの有川さんとの協議が大体進んでいるということが知れたときに、もうそこでいいじゃないかという方と、いや、まだ公募という道もあるんじゃないかという話も確かにございました。

そういう中で、どうしてもそろそろ正式に市としても、水道局としても地域の方々にお示しせないかんということで、ここにあります経緯の⑧の11月16日だったと思いますけれども、地区コミで、いつやったかな。

〔「10月28日」と呼ぶ者あり〕

○水道局長（落合正浩）失礼しました。10月28日に地区コミの役員の方々と自治会長さん方に集まっていただきまして、正式に有川商店さんを相手方として交渉したいんですけれども、いかがでしょうかとお話をいたしました。その中で、ある自治会長さんは、「わざわざそげんとをせんでも、もうどんどん進めんかい」という話がありました。いや、そうではなくて、やはり私たちも地域の方々が御了解いただける方々と正式に話を詰めていきたいので、御面倒ですが、きょう集まっていただきまして、こういう形でございまして、ということをお話しして、その中で意見が出たのは、やはり存続することが大事である。そのためには、やっぱり地域でよく知っている人がしてくれたほうが安心だという声もございました。

ですから、手続につきましては、今、委員が言われますようなそういうこともあるんでしょうけれども、地域の方々の思いは、やっぱり何とか受けとめてできる方々、それはやっぱり地区コミの役員とか、自治会長さん方が全て御了解いただけるのが筋かなという形で、この説明会をしたところでございまして、それを受けて、正式にもう相手方と決めて、交渉させていただくことにしたということでございます。

以上です。

○委員（大田黒 博）今言われる、局長が言われるのも、わからんでもないんですよ。ただ、公募をとりながら、役所がやる、こういうもろもろ

の譲渡、貸し付けにおいて、全てそうですが、公募をかけて手を挙げられたところを審査してされますよね。それで、やっぱり漏れてるわけですよ。やりたいちゅう方がおられたのを、何で有川商店1本になったのかちゅうのを、僕にやかましく言っただけで、こられる人が何人かおりましたけれども、それはわかるような気がするんです。ただ、そこに、東京からも電話来ましたが、親戚の方とか。

「おかしいやねえか」ということでしたけれども、「いや、それは」と、水道局、薩摩川内市側になって僕は言いましたけれども。しかし、「公募の段取りもしてましたけれども、地元の有川商店のもろもろがあり」というのは言いましたけれども。「おかしいやよ」と。とにかく「家を継ぐなりする者も含めて、帰ってきて、そういうものがあれば、何とか経営に携わりたいちゅう考えもしてたんだ」と言われれば、申しわけないちゅうことなんです。だから、そこまで有川商店に匹敵する方もおられたんだろうなと思ってるんです。ただ、そこで少しやり方が、公募まで行かなかったもんですから、申しわけないなと思いながら、ここ委員会で確認しとかんと、やっぱり我々も、今度は私なんかも説明が出てきますので、さっき言ったように、こういう形で有川商店になったんですよと、議会でもかけられて、皆さん同意をもらったんですよちゅうものが、やっぱり言うべき立場に今度はなるわけですから。そうしたときに、「どうなるんですか」、「その経緯はそれでよかったんですか」ちゅうのだけは1回確認しとかなきゃいけないちゅうことです。

だから、何で地区コミ協の中で、地元の公募をかけていただけなかったんだろうかなちゅうのが、物すごくそこ一つひっかかるとこなんです。そこをきょう行って、それなりのことを逆に説明しなきゃいけないのかなと思いつつ、すごく気が重くなるんです。

と同時に、有川商店に頑張っていたきたいというのは逆にある中に、その経緯が少し腑に落ちないなと思ってるんです。

○水道局長（落合正浩）今、おっしゃいますように、手続としては、もう公募して、いろんな方々からいろんな提案をいただきながらというのが理想ではございました。ただし、言いますように、もう平成26年の早い時期から、この方針に基づきまして、地域とも話をしていく中で、どう

してもまず地元ができない。そして、そういう期間の中でも、情報を出しながらでも、全然そういう問い合わせ等もございませんでした。そして、平成28年4月1日からは、もうこういう手続に入りますということを地元の方々も非常に心配されて、地元の公衆浴場がなくなるんじゃないかという、もう不安のほうがやっぱり大きくなったというのが一つでございます。

ですから、その間までに、いろんな形で具体の策が出てくれば、十分検討しながら選定するという作業もできたんですけれども、ただし、地域の方々の温泉をもう引き続き休むことなく継続してほしいという、その思いに応える意味からも、今回、地元の企業の方が手を挙げていただき、そして、市が勝手に決めるのではなくて、手続上ではございましたけれども、地区コミの役員とか、自治会長さんとか、少なくとも地域を代表する方々全員が、まず御理解いただけないと、やっぱり私たちも地区コミに準ずるそういう団体としての相手方にするわけにいきませんでしたから、そういう形での手続を踏んだということです。

ですから、相手方を広く求めて、いろんな方々からいただいてという、そういう中での相手がまぶなかったというのが。ただ、公募という手続はしなかったんですけれども、そういう形で現在に至っておりますから、何とかそこの御理解いただき、地域の方々の思いの中で、今回、こういうふうにしたということを御理解いただきたいと思います。

○委員（大田黒 博） それは局長の言い分です。水道局の言い分です。ただ、僕が言っているのは、その公募をかけてほしかったという方の言い分があるわけです。だから、もろもろ言いましたけれども、それは「ちゃんと役所がする公募のかけ方じゃなかったんじゃないか」と言われると、「そうでしたかね」と、その確認を僕は今しているということです。だから、その辺は申しわけなかったのかなという思いで思っているわけです。そういう方が一人でも二人でもおったちゅうことは、非常に残念なんです。ただ、そこをどうしてその方々に説明するかです。

ただ、一つだけ、今から言いますけれども、二百数十万の赤字が抱える中で、その有川さんがどうしてこれだけいくだろうかという心配もされてるわけですよ。だから、そこ辺の話し合いがどう

なされているか、その辺もまた心配になってきているわけですよ。

ただ、皆さん方は、少しきつい言い方かもしれませんが、「大村温泉を、おんぶにだっこのやつを、そんなら民間にやれば、それでいいというような判断をしているんじゃないか、お前たちは」と言われれば、「そうじゃありませんよ」という説明するんですけども。そのためにも公募をかけて、ちゃんとした進め方でやってほしかったなと思うんです。

ましてや、もうかえって「コミ協の方々の誰かの推薦がありました」というほうが、まだいいですよ。僕はその方から電話が来て、「何で公募しなかった。おかしいやねえか」と言われたのが、もうすごくひっかかってしまっているんです。だから、ほかにそういう方々おられたんだろうなと思ってしまって、それが有川さんの経営に後から何らか、田舎ですので、ふぐあいがいいようには願ってるんですけど、思ってるんですけども、祈ってるんですけども、その辺が田舎ですので、わかりませんけれども。有川さんの経営がうまくいくように、皆さん方の「頑張らんかい、料金を上げずにやっちゃったらいい、安かで変えよ」とか。270円に上がったときに、またそういうもろもろの絡みが出てくるような、ごたごたになりはせんとか、いろんな画策があるもんですから、役所とすれば、筋だけは通して、この決定をしてほしかったなと思います。

よしとして、課長に聞きますけれども、250万ですか、その赤字が水道料が40万から50万、ずっともろもろして赤字です。それを有川さん、その無償譲渡の中で、どこで解消されたんでしょうか。やれるという、年間二百何万の赤字です。

○水道管理課長（元石功一） 協議をする中で、やはりそういった経営的に厳しいというのは十分御存じで、指定管理者の経営状況の中身も確認しながら結論に至ったということなんですが、まずは人件費が非常に大きくなりますよねということで、人件費についてどういった削減策があるのかといったことで、有川さんには、もう家族経営で、そういった人件費を抑えていこうという、そういった考えをお持ちでした。家族経営でやっていこうと。

それと、あと水道料金がやはりあそこも源泉の

温度が高い関係で、水道料金も高いといったことで、それを解消する手段、そういったのも今後私が考えていきますよといった、そういったお話もされました。

今、あそこは泉源から二つのルートで公衆浴場まで来ています。中学校の敷地から来るやつと、水路にあるそういった配管で、「水路にある配管を有効に使って、温度を下げる工面を私は何とかやってみたいです」と。そういった技術的なノウハウというのをいろいろ考えていらっしゃいます。

そういったこと等をあわせて、「何とかもうけなくてもいい」と。「とんとんになればいいです」といったこともおっしゃいました。

そういった中で、「経営をしていきたい」と、そういったことでございます。

○委員（大田黒 博）わかりました。その点については、極力赤字が解消できるような、そういうちゃんとしてやって、無償譲渡ちゅう形にしてほしいなというのがあります。

ただ、少し確認を、私にされたのが、729万の評価額が出てます。これが有川商店さんに行って、そのまま10年の契約、これも10年でかえるんですけ、その間に温泉は継続しなきゃいけないちゅうことですよね。そこに違約、さっき副委員長が言われた違約金が発生するというような、やっぱ入れてあるわけですか。そのままもう無償譲渡で有川商店のそういうもので全部進めていくちゅうそういう考えはどうなんでしょうか。

○水道管理課長（元石功一） 契約の中では10年間はそういった温泉、公衆浴場をしてくださいというのがまず一つの条件でございます。あと、契約の解除といった場合に、損害賠償を請求しますよと、そういったことはうたってございます。その契約を解除する原因がどういった原因なのかによって、有川さんに損害賠償を請求するのか、あるいは請求しないのか、それはその契約の解除の方法によってまた変わってくとは思いますが、そういった条項も設定をしております。

○委員（大田黒 博）それであれば、もう一つだけ、来年4月からスタートします。そうしたときに、隣のワーキングプラザを財団法人で立ち上げておられるんです。その方々は、当然、大村温泉との供用を図りながらやっていかなきゃならないと。やっぱり大村地区コミの活性化のためですよ。そこに、少し駐車場が絡んできますので、温

泉に来られる駐車場の供用も別にいいと思うんですけれども、逆に有川商店の方々にもそういうものをしっかりと伝えておってほしいなと思うんです。そうしないと、商工政策部のほうの課のほうが、すんなり貸し付けをして、温泉のごたごたしながら貸し付けをした中に、「あんたたち平等じゃねやよ、初めの説明の仕方かも」ちゅうのが出ていましたけども。それはそれとして、それぞれの所管のやり方が少し違ったのかなとは思っているんですけれども。やはり住民に説明するには、基本的なものは住民の活性化のために、あるいはそういう温泉の利活用のためにあるわけですから、そういう駐車場の問題とか、ごたごたがないように、そういうものは一つお含みを有川商店さんのほうにもしておっていただけないでしょうか。

○水道管理課長（元石功一） 今回、譲渡したのは、公衆浴場が建っている敷地、それを譲渡します。駐車場については、これは供用ですよといったことで、有川商店のほうには確認をしております。

○委員（大田黒 博） 今言う、それはそれでいいんですけれども、何かあったときに、やはりお互いに財団法人の方々と有川商店とのそういうものは、局長以下、少しお話をしとっていただかないと困りますので、お願いしときますちゅうことです。

○水道管理課長（元石功一） わかりました。

○委員（川畑善照） これまで、今、温泉関係が三つありましたが、全部貸付です。無償貸付です。今回だけ譲渡になっている理由と、それから10年間は約束されてるけど、10年後にやめられると違反にならないわけです。そういうことやら考えて、それから固定資産税の問題、不動産取得税の問題と、そういうのをちょっと説明してください。

○水道管理課長（元石功一） さっき四元課長の説明もございましたが、全てを無償譲渡ということで方針は出されておりました。しかし、市比野地区については、保健センター、それから休養会館という、そういった複合施設ということで、なかなかそれが譲渡はできないといったことで貸付に方針を変更したということでございます。

あと、そういった税の関係、一応、税については市の税と、あるいは法人税、国の税というのがございますが、まずは、無償譲渡にかかわる評価

が、これ不動産価格の関係で評価をしていただきましたが、700万という評価が出ましたので、これについては当然、法人税が課税されるといったことで、法人税が15%ということになります。

あと、名義変更をしますが、これについて登録免許税というのがかかります。これが1000分の20というふうになります。

あと、市のほうの固定資産税、これが1000分の14ということで、これも固定資産の税がかかるというふうになります。固定資産の税については、まだちょっと今から分筆をしましたので、ちょっと評価をしてもらって、どのくらいかかるよというのはまた有川さんのほうには伝えていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員（川畑善照） 赤字経営でやってきた地区コミの協議会のほうでは。そういうことや、前の黒木温泉にしても、なかなか厳しい状況なのに、貸し付けです。それで、譲渡をしないで貸し付けたほうがよかったんじゃないかなと思うんですけど。やはりそういうところが何でなったのかなというのが疑問になったのと。今後、10年続けられたにしても、いずれ大村はなくなるんだということになるかもしれない、経営状況によっては。だから、そこんところが不安定材料じゃないかなと思うんですけど、そういうところはいかがお考えなんですか。もうただお渡しするわけですから、後はもう自由、10年間以外はもうフリーになりますよね。そういうところを。

○水道管理課長（元石功一） 条件としては、10年間は公衆浴場として営業してくださいといったことで契約の中には入っております。

その10年先を、今、契約の中でちょっとうたうことは、なかなか難しいというふうに考えております。あとは有川さんのほうに頑張って、ずっと経営をしてくださいというお願いをするしか、契約上はそういったことでお願いをするしかないのかなというふうには考えております。

○委員（新原春二） 2点お知らせください。

まず1点は、先ほど大田黒委員のほうからもありましたように、公募をしなかったというのは、決定的なミスですよね。というのは、理由はわかるんです。もうやり手がないので、どうにかもうやりたいと手が挙がった人に、会社について、お願いしますというのはよく理解はできるんです。

まず、総体的にないという判断、ほかにないという判断でされたんでしょうけども。しかし、現実、そうしたものが、ほかに、もしあったとすれば、そこが法的なものになってくれば、いかななものかな。やっぱそういう面では、コミ協の不協和音になっていくのかなと思いますので、今回はもうここまで来ているので、そこはよしとして。これからきちんとやっぱ公募をかけて、こういう状況であっても、公募をかけてからそういったものに動くちゅうことでないと、やっぱりまずいかなと1点を指摘をしながら。次、今度はコミ協と地域の方々、もしそういうのがあればまずいので、もう一回、コミ協とそうしたものの有川商店さんになったいきさつについて、もう一回、コミ協と十分、前もされてきたんでしょうけども、そういうほかに新たにそういう業者があったとすれば、非常にまずいことなので、そこ辺の調整をもう一回やる必要があるのかな、やってほしいなということをやまず要望します。

それからもう一点は、具体的な関係なんですけど、以前、蘭弁田池のレイクサイドいむた清風さんに譲渡をした後に、泉源からホテルをつなぐ導管に800万追加をしました。市道じゃなくて、民地を通っていたということで、市道にまた移した800万があったんですが。今回の場合は近いことは近いんですけど、先ほどの話の中では水路を通っているちゅうことと、学校用地を通っているちゅう二通りあるちゅうことです。学校用地は市の持分でいいんですけども、今度は水路になってきますと、民間になりますから、土地改良区から利用料を請求された場合に、この料金をどっちが払うのか。もちろん譲渡ですから、当然、有川商店さんが払わないといけないんですけども、まだその発生するかしないかはわかりません。通常でしたら、土地改良区の施設を走るんだったら、請求されても、これは払わなきゃいけない代金だと思いますけども。そうした導管についてのこの一式の中に入っているんでしょうけども、そこら辺の説明をしてください。

○水道管理課長（元石功一） まず1点目の関係です。公衆浴場については、地元密着型といったことで、当初は、もう地区コミに譲渡をするという方針でした。もう公募ではなくて、地元の地区コミに譲渡をするといったことが始まりで、他の施設とは最初の走りが公募をするということでは

くて、地元の地区コミに譲渡をするということで走っておりました。それもあって、地元準じのような団体が出れば、もう公募はしなくて、そこと契約を交わしていこうという、そういった考えで走っておりました。そういった公募すべきだということなんですけれども、当初の走りが、もう地元の地区コミに譲ると、そういった考えでありましたので、若干、その辺が我々としてもそういった最初からもう決めていたと、地元の地区コミに決めていたといったことで、なかなかそういった公募というふうにならなかったというか、地元を中心に考えてきたといったことで、そういうふうな結果になったというふうに考えております。

○上水道課長（四元新一） 私のほうから2点目の施設の関係です。

今、委員のほうから指摘がございましたように、まず1本は学校の敷地内、1本は土地改良区管理の水路の中を走っております。

学校敷地内にある配管につきましては、校舎の間を通っておりますもんですから、今後、要は民間譲渡したときに管理がちょっと難しくなるということで、今回、年度内に配湯管の布設がえを行います。それは水路協に、学校敷地内は学校敷地内なんですけど、水路の脇のほうに入れかえていくということで、きょう教育委員会のほうとも一応協議をしまして、今、事務を進めているところでございます。

あと、水路の中に入っている管につきましては、従来、あそこは泉源の温度がちょっと高いもんですから、少しでもさますために、水路の中をということで、多分あったということで聞いております。それにつきましても、当然、民間譲渡する関係で、土地改良区のほうとも一応協議をしながら、今後の取り扱いについては、きっちりとそこはやって、そうした上で一応譲渡はしたいというふうに、今、事務は進めているところでございます。

○委員（新原春二） 土地改良区の関係については、土地改良区も通らなければ何も問題ない。学校敷地、ちょっとそしたら問題ないんですけども、それでぜひ、行って、土地改良区にもそういうような話伝えてください。

そもそも公募の意見なんですけど、それはよくわかります。コミ協にして、そういう横滑りでそうしたというのはわかります。ただ、譲渡ですから、

譲渡、民間にくれるわけですから、これはやっぱりちょっとコミ協にやるのと民間にやるのとは質が違います。コミ協にやるんなら、何もそれでいいんです。民間にやると、もしそのコミ協の中でほかに業者があったとすれば、それは後々また問題が発生をするので、だから、今回はそういうことで、コミ協の中でいろいろ話をされてきのであれば、それで落ち着くのであればそれでいいけども。基本的には民間に譲渡をする場合は、やっぱり公募の原則に立ち返って、敷地内にあるのかなのか。例えば1社あって、その人がやるのかやらないのかわからんけども、その人がやるちゅうのであれば、なければそれで来るわけだし、もしあれば、当然入札をせないかんわけですから、そこら辺はきちんとしておかないと、水道局に関するもんだけではなくて、市全外が一つの考え方になってきますから、そういうものはきちんと守って、総体的にここのコミ協がそうだったからって、ほかの人はそうはいかないわけですから。全体的な、やっぱり総体的な公募のあり方について、きちんとしておかないと、あそこはこうやった、ここはこうやったではいけないので、そこら辺はきちんと整理をしたほうがいいのかと思いますので。今回については、私は認めます。ただ、公募のあり方については、ぜひ一考をしてほしいという要望をしときます。

○委員（大田黒 博） 中学校の敷地内に足湯があります。あれはどうなります。

○上水道課長（四元新一） 教育総務課のほうとも話をしましたら、一応、現在、今、足湯も使っていないということで、もう教育委員会としても廃止を考えているということで。あれを使うんだったら、定期的な検査とか、そういったのも必要であるし、現在、使われてないから、今後廃止したいという意向でした。

以上です。

○委員（大田黒 博） あの足湯が大村温泉ができて、中学校の敷地内に足湯が新聞に大きく載って、公表された経緯があるんですよ。その辺は教育委員会とその詰めの中で、そういうもろもろが出て、しっかり審議されたのか、ちょっと心配しますよね。簡単に廃止になっていいのか。もっと全然違った形での用途があるような気もせんでもないんですけども、課長が、さらっというそういう問題じゃないんじゃないのかなとは思っておる

んですけど。

○水道局長（落合正浩） 今ありましたように、常設をした管がありますと、いろんな検査の関係とかあつたりします。学校としても常時使っているわけでもございません。今後、何かのイベントとか、そういうピンポイント的に使いたいときには、いわゆる小さなプールみたいなものですから、お湯をくんできて、そこに入れて、足湯という形の利用はできるわけですので、そういう活用の仕方については、温泉側としても協力はしますよという話はしております。

だから、どこから入れるかじゃなくて、そこに温泉があれば足湯になっていくわけですので、そういう形での今後の使い方はできますよねという話はしているところでございます。

○委員（大田黒 博） しっかりやりながら、学校敷地内に足湯があるんですねと、学校敷地内ですから、自由に入ればできますかという確認もあったり、よそから来られた人はそういう経緯があったんです。それをクリアして、あの中での足湯の活用されてる経緯があるわけです。そんなに簡単に、はい、足湯がなくなりましたちゅう説明でいいんですかと思うんです。だから、しっかりその中には、今、局長が言うように「使うこともできます」とか、「近くにそういうものを移行しました」とか、そういう問題で、もう少し真剣に考えてほしいなと。だから、中学校の敷地内に足湯を設けたという経緯をもうちょっと確認しながら、だめであつたら、その説明をしっかりと、あそのどこかにか表示してやって、ここはあれで、足湯を利用されていましてありがとうございますぐらいしたほうがいいんじゃないかなと思う。

だから、あその裏門がありますけれども、あその足湯に行く、行き来の問題にしても、賛否両論いろいろありまして、落ち着いた経緯もありますから、そんなに簡単に変えるのかなと思ったものですから、その確認だけはお願いします。

○上水道課長（四元新一） わかりました。今の委員の御意見は十分承知しました。私どもも教育総務課と協議する中で、足湯はやっぱり気になったものですから、「どうされますか」ということで、一応、御確認はいたしました。その際は、「今現在、使用してないから、この際、廃止しても」ということでありましたけど。再度、今度は配湯管の布設がえをしますのです、その前にきっち

りともう一回、教育総務課のほうには話をして、確認をとって実施しますので。

○委員長（宮里兼実） 質疑は尽きたと認めます。これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実） 討論はないと認めます。これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第292号 平成27年度薩摩川内市簡易水道事業特別会計補正予算

○委員長（宮里兼実） 次に、議案第292号平成27年度薩摩川内市簡易水道事業特別会計補正予算を議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○上水道課長（四元新一） それでは、議案第292号平成27年度薩摩川内市簡易水道事業特別会計補正予算について説明いたします。

まず、歳出から説明いたしますので、予算に関する説明書（第6回補正）の80ページをお開きください。

1款1項1目一般管理費830万1,000円の増額は、説明欄記載のとおり、実績に基づく職員の時間外手当の調整のほか、平成26年度決算に伴い確定しました消費税及び地方消費税を計上するものでございます。

次に、81ページをお開きください。

2款1項1目施設整備費460万円の減額は、説明欄のとおり、鹿島簡易水道建設事業にかかわるもので、国の補助内示の減額に伴い、配水管の整備延長が減となったため、接続する給水管の工事請負費等の調整を行うものでございます。

次に、82ページをごらんください。

3款1項2目利子35万4,000円の減額は、説明欄のとおり、長期債償還利子の確定に伴い、調整するものでございます。

続きまして、歳入について御説明いたしますので、77ページをお開きください。

4款1項1目簡易水道事業補助金、補正額

336万円の減額は、鹿島簡易水道建設事業費の減額に伴い、特定離島ふるさとおこし推進事業補助金を調整するものでございます。

次に、78ページをごらんください。

6款1項1目一般会計繰入金、補正額790万7,000円の増額は、一般会計からの繰入金による財源調整でございます。

次の、79ページ。

9款1項1目簡易水道事業債、補正額120万円の減額は、鹿島簡易水道建設事業費の減額に伴い、調整するものでございます。

ここで74ページに返っていただきまして、第2表地方債補正ですが、鹿島簡易水道建設事業費の減額に伴いまして、限度額を1,850万円とするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○委員長（宮里兼実） ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実） 質疑はないと認めます。これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実） 討論はないと認めます。これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第302号 平成27年度薩摩川内市水道事業会計補正予算

○委員長（宮里兼実） 次に、議案第302号平成27年度薩摩川内市水道事業会計補正予算を議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○水道管理課長（元石功一） それでは、別冊となっております水道事業会計予算書（第2回補正）の2ページをお開きください。

議案第302号平成27年度薩摩川内市水道事業会計補正予算について御説明いたします。

今回の補正予算は、丸山浄水場の運転管理業務委託の期間が終了することから、新たに債務負担行為を設定するものでございます。期間を平成27年度から平成30年度まで、限度額を3億2,300万円とするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく願いします。

○委員長（宮里兼実） ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実） 質疑はないと認めます。これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実） 討論はないと認めます。これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第291号 平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（宮里兼実） 次に、議案第291号平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○上水道課長（四元新一） それでは、議案第291号平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算のうち、上水道課分について説明いたしますので、予算に関する説明書の41ページをお開きください。

4款3項1目水道費、補正額790万7,000円は、右側の説明欄に記載のとおり、簡易水道事業特別会計への繰出金でございます。

以上で説明を終わります。よろしく願いします。

○委員長（宮里兼実） ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実） 質疑はないと認めます。

ここで、議案第291号平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（宮里兼実）次に、所管事務調査を行います。

当局からの説明がありますか。

○水道管理課長（元石功一）それでは、2点ほど報告をさせていただきたいというふうに考えております。

まず一つ目ですが、旧消防局庁舎の改修工事が終了しましたので、12月中に引っ越しを完了する予定でございます。来年1月4日から新水道局庁舎で業務を開始することとしております。

二つ目です。水道局窓口業務の民間委託について、現在、契約事務を進めております。今回の民間委託は、水道、下水道の料金及び負担金等の窓口事務、それから水道の検針業務、それから開栓、閉栓業務、それから収納業務、滞納整理業務、給水工事の申請業務、それから配水設備の申請業務、小型合併浄化槽の申請業務など、全ての窓口業務を委託することとしております。窓口を一本化することで、ワンストップサービス化を図り、市民サービスの向上に努めるとともに、業務の効率化、経費節減を図るものでございます。

委託業務につきましては、新庁舎の1階部分を水道局お客様センターとして来年4月1日から業務開始することとしております。契約が整い次第、契約の相手、契約金額等、詳細につきまして、主要事項処理報告により報告をさせていただきたいというふうに考えております。

以上、報告を終わります。

○委員長（宮里兼実）ただいま当局の説明がありました。これを含めて所管事務全般について、質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（谷津由尚）今から引っ越しをされて、あわただしい年の暮れだろうと思うんですけど、ぜひトラブルのないようにお願いします。

以前、申し上げましたように、この引っ越しにかかって、東郷の今ある水道局の周辺の民間の事業者の方々から、お昼御飯とか、そういうときには売り上げが減るとか、そういう苦情というのは最後までなかったのかどうか。もしあった場合は、どのような説明をされて納得していただいたのか、ちょっとその辺の経緯を、もしあれば説

明をお願いします。

○水道管理課長（元石功一）つい先日、東郷地区の地区コミ連絡協議会がございました。その中で、今回、水道局が原田町の旧消防庁舎のほうに移転しますと、長い間、いろいろありがとうございました。うちゅうことで説明をさせていただきました。その中では、何もそういったことは出ませんでした。が、「忘年会は東郷でしてくんやんを」といった、そういった御要望がございました。

東郷で、うちも公用車二十数台持っていますので、そういった燃料費、あるいは昼食に利用していただきましたけれども、そういった苦情めいたことは承ってはいまいところでございます。

以上でございます。

○委員（谷津由尚）それを聞いてちょっと安心をしました。表面的には出てないにしても、やはり東郷のあのあたりで食堂とか、飲食業を営んでおられる方は、大変人情の厚い方が多いものですから、恐らくそういうことを思われてても、口にはされないだろうという方がほとんどだと思います。なので、場所は移ってしまうんですけど、それだからといって、全然そういうものはなかったよという認識ではなくて、やはりそこは気持ちの片隅には、やっぱり地元の方に我慢していただいているという意識は常にお持ちになったほうがいいかと思いますので、ぜひよろしく願います。

それともう一点です。この窓口業務を一本化するのは非常にいいことだと思います。これによって、具体的に窓口を委託されるわけですが、そのメリットというか、市民の方にメリットが当然事務处理的にも楽になるとかあると思うんですが。具体的にはどんぐらいのメリットがあるのか、何らか数字であらわせるものがあるのか、ないのか、言葉でもよろしいですので、ちょっともし今わかっておられれば、このぐらいのメリットは出るよというのがあれば説明をお願いします。

○水道管理課長（元石功一）目で見えるもの、数値的なものといったことでの質問ですが、水道事業、それから下水道事業、それから農業集落、それから小型合併浄化槽とさまざまな会計に区分されたものを一つにするといったことで、費用的なそういったメリットというのが出ております。水道事業に関していえば、1,000万以上の経費節減といったことが出ております。

あと、今回、契約するそういった相手というのが、全国的な傾向なんです、そういった業務を実際にも受託されております。その中で、収納率の向上というのも民間委託することで上がっているといったことの情報も得ております。経費節減、あるいは収納率、それから市民の皆様がそこに来れば全てのことができると、ワンストップで全てのことができると、そういったサービス向上というのがメリットというふうに考えています。水道事業では1,000万以上の経費節減ができたというふうに考えております。

以上でございます。

○委員（新原春二） 新庁舎ができて、士気も新たに水道事業に取り組んでいただけるんだろうと思います、大変うれしく思います。

庁舎の改修が終わったということで、もうなやるんですね。できたら建設水道委員の皆さんに平面図等も含めて、どんな配置をされているか、全然我々もわかりませんので、そこら辺をペーパーでいいですので、お渡しできませんでしょうか。

もう一つは、窓口業務がそうして民間委託にされるわけですけども、ワンストップでやる部分については非常に大賛成です、非常に素晴らしいことだと思います。その業務をやっぱり我々も知っておかないといけないので、どういう業務があるのかちゅうことで、それもペーパーでできたらお知らせいただきたいなと思います。いかがでしょうか。

○水道管理課長（元石功一） わかりました。そういった資料についても御準備をさせていただきたいと思います。

また、来年4月1日にオープンするんですが、そこで開所式というのも考えておりますので、また建設水道委員の皆様には御案内をしたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

○委員長（宮里兼実） ほかに、いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実） 質疑は尽きたと認めます。

以上で、水道管理課及び上水道課を終わります。御苦労さまでした。

△下水道課の審査

○委員長（宮里兼実） 次は、下水道課の審査に

入ります。

△議案第293号 平成27年度薩摩川内市公共下水道事業特別会計補正予算

○委員長（宮里兼実） それでは、議案第293号平成27年度薩摩川内市公共下水道事業特別会計補正予算を議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○下水道課長（徳重勝美） 下水道課です。よろしく願いいたします。

それでは、議案第293号平成27年度薩摩川内市公共下水道事業特別会計補正予算について説明いたします。

予算書の95ページをお開きください。

まず、歳出から説明いたします。

2款1項1目施設整備費の公共下水道整備費委託料1,000万円の減額は、国の補助金であります社会資本整備総合交付金の内示額の減額によるものでございます。

次のページ、96ページをお開きください。

3款1項2目利子4万7,000円の減額は、長期債償還利子の額が確定したことに伴うものでございます。

次に、歳入について説明いたしますので、92ページをお開きください。

2款1項1目公共下水道施設使用料120万円の減額は、当初見込みより使用水量が少なくなってきたことによるものでございます。

次のページ、93ページをお開きください。

3款1項1目公共下水道事業費補助金500万円の減額は、社会資本整備総合交付金の内示額の減額によるものでございます。

次のページ、94ページをお開きください。

4款1項1目一般会計繰入金384万7,000円の減額は、歳出の補正に対応し、減額するものでございます。

続きまして、債務負担行為につきまして説明いたしますので、89ページをお開きください。

第2表債務負担行為は、中甕中野浄化センターの包括的民間委託が平成28年3月をもって完了することになるため、事業の継続性から、平成27年度中に契約を行い、平成28年度から平成30年度まで新たに3年間の限度額6,400万円以内で締結しようとするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく願い申し

上げます。

○委員長（宮里兼実）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（谷津由尚） 濟いませ、1点だけ。先ほどありました国の社会資本整備総合交付金の減額ということで500万のマイナスなんですけど、これは今回の補正予算でこれ出されているんですけど、ことし1年、来年3月まで、ことし平成27年度を通じて、どれぐらいの減額になる予想なのかが一つ。二つ目が、この減額に対して事業をやらないところが出るのか、あるいは一般財源で補うのか、そこをちょっとお願いします。

○下水道課長（徳重勝美） 今年度のこの委託料なんですけども、向田汚水幹線の耐震診断を行う予定でございまして、当初は診断から対策の検討まで行う予定でございましたが、本要望1,300万に對しまして内示額が5,200万円でしたので、今回、この委託料の中身を耐震の診断のみを実施するというので、あと対策と検討の実施までは来年度行うというふうにしてございます。

以上でございます。

○委員（谷津由尚） わかりました。対策、検討を次年度に繰り越すということなんですが、そうなった場合、本来、本年度にやるべきことが来年度に行っちゃうわけなんですけど、そこにリスクというのは発生しないんですか。

○下水道課長（徳重勝美） この耐震診断は、いつ大きな地震が起きるかわかりませんので、できるだけ早くやりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○委員長（宮里兼実） いいですか、ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実） 質疑は尽きたと認めます。これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実） 討論はないと認めます。これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第294号 平成27年度薩摩川内市農業集落排水事業特別会計補正予算

○委員長（宮里兼実） 次に、議案第294号平成27年度薩摩川内市農業集落排水事業特別会計補正予算を議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○下水道課長（徳重勝美） それでは、議案第294号平成27年度薩摩川内市農業集落排水事業特別会計補正予算について説明いたします。

予算書の105ページをお開きください。

まず、歳出から説明いたします。

3款1項2目利子20万2,000円の減額は、長期償還利子の額が確定したことに伴うものでございます。

次に、歳入について説明いたしますので、104ページをお開きください。

4款1項1目一般会計繰入金20万2,000円の減額は、歳出の補正に対応し、減額するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく願い申し上げます。

○委員長（宮里兼実） ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実） 質疑はないと認めます。これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実） 討論はないと認めます。これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第295号 平成27年度薩摩川内市漁業集落排水事業特別会計補正予算

○委員長（宮里兼実） 次に、議案第295号平成27年度薩摩川内市漁業集落排水事業特別会計

補正予算を議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○下水道課長（徳重勝美） それでは、議案第295号平成27年度薩摩川内市漁業集落排水事業特別会計補正予算について説明いたします。

予算書の113ページをお開きください。

まず、歳出から説明いたします。

3款1項2目利子31万円の減額は、長期債償還利子の額が確定したことに伴うものでございます。

次に、歳入について説明いたしますので、112ページをお開きください。

4款1項1目一般会計繰入金31万円の減額は、歳出の補正に対応し、減額するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく願い申し上げます。

○委員長（宮里兼実） ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実） 質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実） 討論はないと認めます。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第291号 平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（宮里兼実） 次に、審査を一時中止しておりました議案第291号平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○下水道課長（徳重勝美） それでは、議案第291号平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算のうち、下水道課分につきまして説明いたします。

予算書の44ページをお開きください。

6款3項4目農業集落排水費では、農業集落排

水費におきまして、農業集落排水事業特別会計繰出金を20万2,000円減額するものであります。

次に、46ページをお開きください。

6款5項5目漁業集落排水費では、漁業集落排水費において、漁業集落排水事業特別会計繰出金を31万円減額するものであります。

次に、53ページをお開きください。

8款5項4目下水道費では、下水道管理費において、職員手当等時間外勤務手当70万円の減額及び公共下水道費において、公共下水道事業特別会計繰出金を38万4,000円減額するものであります。

以上で説明を終わります。よろしく願い申し上げます。

○委員長（宮里兼実） ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実） 質疑はないと認めます。

ここで、議案第291号平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（宮里兼実） 次に、所管事務調査を行います。

当局からの説明がありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実） これより所管事務全般について、質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実） 質疑はないと認めます。

以上で、下水道課を終わります。御苦労さまでした。

△建設政策課の審査

○委員長（宮里兼実） 次は、建設政策課の審査を行います。

△議案第291号 平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（宮里兼実） それでは、審査を一時中止しておりました議案第291号平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○建設政策課長（須田徳二） それでは、議案第

291号平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算のうち、建設政策課分について御説明いたします。

予算書の50ページをお開きください。

8款1項1目土木総務費において116万1,000円を増額し、補正後の額を2億7,775万3,000円とするものであります。

補正の内容であります。説明欄記載のとおり、事項土木総務費において、本年8月の台風15号の災害対応に伴い、時間外勤務手当が不足したため、職員手当等を増額するものであります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（宮里兼実） ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実） 質疑はないと認めます。

ここで、議案第291号平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（宮里兼実） 次に、所管事務調査を行います。

当局に説明がありますか。

○建設政策課長（須田徳二） それでは、所管事務報告いたします。

11月8日に開催されました南九州西回り自動車道阿久根川内道路の中心杭打ち式には、委員長、副委員長を初め、多数御出席いただきましてまことにありがとうございました。

また、国土交通省のホームページ等にも掲載され、皆様も御存じとは思いますが、今月19日には野田インターチェンジから阿久根北インターチェンジが開通いたします。今回は、出水市と阿久根市間ということで、開通式への案内は市長のみでございました。

それでは、今回は川内市街部改修事業大小路地区の河川空間整備について、これまでの経過を含め、中間報告をいたします。

建設部の委員会資料1ページをお開きください。

まず、（1）の取り組みの概要であります。先日少し説明させていただきましたとおり、現在、大小路地区において、都市計画道路大小路中郷線と連携して実施されております川内川引堤事

業によりまして、新たな河川空間が生まれますことから、この水辺空間を市民の憩いと親しみやすい魅力ある河川空間にするため、地域住民の参加のもと、検討会——せんで川夢見る会と申します——を立ち上げ、利活用及び維持管理等について検討を進めているところであります。

次に、（2）のこれまでの経過であります。昨年9月に第1回検討会を開催し、参加メンバーに対し、河川改修事業の概要や河川空間整備の趣旨説明を行い、参加メンバーによって、本検討会の名称、せんで川夢見る会を決定していただいたところであります。

昨年12月に開催した2回目の検討会では、実現可能、不可能にかかわらず、メニューに抽出を行った結果、メンバーからは競艇場や甌島航路の港、ミニ水力発電所など100以上のメニューが出されました。そのほかにもゴーカート、モトクロス、ナイター設備、桜並木、有料ゴルフ場というようなものが出されております。

ことし4月の第3回検討会では、メンバー等に変更もありましたことから、前回、抽出されたメニューの紹介と新たなメニューについても出していただき、検討を行ったところであります。

ことし9月の第4回検討会において、これまで出された100以上のメニューを治水上の安全性や利用時の安全性、維持管理上の問題などを検証し、計画に反映していくものと、反映困難なものに分類し、実現可能なメニューについて整備主体、利活用、維持管理主体等について検討していただいたところであります。

また、資料には掲載しておりませんが、先月20日に先進地であります山鹿市の菊池川の現地視察も行い、検討メンバーからも14名に参加していただき、菊池川河川事務所、山鹿市及び利活用維持管理を行っている団体からの説明を受けてきたところであります。

次に、3の実現可能性の検討結果についてであります。資料の2ページをお開きください。

右下に掲載してありますイメージ図は、左側の青のところが通常川内川の水が流れているところで、右側の赤い部分が新しい堤防、その右が都市計画道路中郷五代線になります。

今回、新たに生まれる河川空間は、左側の水面から少し上がったところの30メートルから80メートルと表示してある区域で、河川の高水

敷と呼ばれているところになります。

全体の配置図は、実現可能性の検討結果をもとに配置したものでありますが、この配置された面には、あくまでも整備主体の費用負担や維持管理主体の課題など、今後の検討の中で条件が整った場合に実現可能となるものであります。

配置につきましては、イベント、歴史ゾーン、フレンドリーゾーン、スポーツゾーンと分けておりますが、これらを進入路や駐車スペース、管理用通路で連絡することで、一体的な利用も可能と考えております。

配置図には、具体的な整備面には表示していませんが、左側の太平橋付近のイベント、歴史ゾーンでは、イベントスペースとして花火大会やレガッタ大会等の観覧用の階段護岸や、こいのぼりフェスティバル用のこいのぼりの設置施設、薩摩街道の渡瀬口の整備などを検討しているところであります。

次に、真ん中付近のフレンドリーゾーンでありますが、こちらは各種イベントも開催できる多目的広場や公園整備として休憩用のベンチやあずまや、トイレ等の検討を行っております。

最後に、右側の新幹線から上流でありますが、高水敷が最も広い箇所となりますことから、スポーツゾーンとして少年サッカーやグラウンドゴルフ等ができる多目的運動広場や、それに付随した倉庫等の検討を行っているところであります。

資料の1ページに戻っていただき、(4)になります。(4)の整備主体と維持管理主体の基本的な考え方ではありますが、まず、整備主体は、堤防本体に附随するもの、進入路、駐車スペース、階段、管理用通路等は国が整備し、上物、外灯、ベンチ、トイレ等については市が整備することとなります。

また、駐車スペースの舗装や多目的広場の張芝等につきましては、国で整備可能か、今後の検討課題となっております。

次に、維持管理主体であります、河川空間を面的に市が占用し、利用するスポーツ団体等が明確なものについては、その団体と市が協定を締結し、利用団体が実施することとしておりますことから、草刈り等の頻度や草刈り機等の貸与等、今後の検討課題となっております。

また、不特定多数が利用する箇所につきましては、市において維持管理を行うこととなります。

最後に、(5)の今後の予定であります、第5回の検討会を今月、第6回来年3月に開催することとしており、整備主体や利活用、維持管理主体等の検討を進めるとともに、新たなイベント等の可能性についても検討していくこととしております。

最終的には、来年6月の第7回の検討会までに整備主体や利活用、維持管理主体等の検討を終え、整備メニューを決定したいと考えております。

また、新たなイベント等の検討につきましては、第7回以降も必要に応じて検討会を開催していきたいと考えております。

参考は、検討会の構成メンバーであります。可愛地区の自治会長、市議会議員さんを初め、これまで大小路地区の河川改修事業に対し、意見をいただいております川内川市街部右岸改修等対策連絡協議会の方々、関係団体として、少年サッカー、グラウンドゴルフ、各種イベント等の代表者に参加をいただいております。

また、市も建設部の関係課を初め、商店街の活性化や観光振興への可能性も視野に入れて、商工政策課や観光・シティセールス課、市民スポーツ課へも協力を依頼しているところであります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（宮里兼実）ただいま当局の説明がありました、これを含めて所管事務全般について、質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（谷津由尚）この件については、私も意見交換会を地元だからさせていただきまして、また、そのときにはいろいろとまた御相談に乗っていただきましてありがとうございました。

今後、まだあと3回ほどされるということですので、いろいろこのスペースの広場の有効活用という意味では大変重要な課題だと思いますので、その進め方の議論については、きっちりとやらないかんと思うんですけど。その前に一番何を基準に考えるべきかと思ったときに、皆さん十分そうお考えだと思うんですが。もう今は、今まで経験し得なかった大雨というのをしょっちゅう経験するような頻度で降るという、先日テレビでそう言っていましたが。ということは、先日の説明で、この河川敷が年に2回ぐらいは浸水するだろうということを、今の段階で予想はされてるんですけど、今後の気象条件からいうと、さらにその頻度

も上がるんじゃないかという可能性もあって、そうなったとき、浸水したときに、竹とか木とか、ああいうのがすごくたまっちゃうわけです、内側ですから。その辺のやっぱり除去するのにどの程度労力がかかるのかと。そうしたときに、構造物がそこにもしあった場合に、どうなのかという、そういう観点から、実はこの辺に何をつくるかというのは進めていったほうがいいんじゃないかというふうにも思ってます、そういう意味で地元の方にそういうアドバイスをされながら進めていくべきじゃないかと思うんです。その辺について、ちょっと何かお考えがあれば。

○建設政策課長（須田徳二） 谷津委員の質問ですけれども、当然、この高水敷というところは、洪水が発生すれば、当然、水が流れるという状況のところですよ。川内川の試算では、やっぱり二、三回は毎年つからざるとうということで、それについて、先ほども申し上げましたけど、治水上の安全性を考えたときに、どういった施設は無理とか、そういったのも検討しております。

最終的には、先進地であります山鹿市の菊池川にも行って話を聞きますけれども、やっぱりそこも年数回は当然つからざるとうということで、それを利用する維持管理団体に任せるとというのが、もう余りにも無理がございまして、その状況に応じて国、市、その団体というところを明確に、こういったものは国で、こういったものは市が、こういったものは団体がというような形で、協定、あるいは占用のそういった、取り決めをしてやっているのが現実です。竹切れとか、そういったやつは多分市が片づけるとか、あと、もう土が来た段階では、もうとても市もできないという状況があって、それについては国のほうに要請をかけるというようなことで、遠賀川なんですけど、直方市なんですけど、そちらはやっぱり維持管理に年間1,000万ぐらいの費用がかかっているという――そういったことの管理にかかっているということもあります。山鹿市の菊池川では、そういった予算は組んでないということでしたので、その状況に応じて、河川が蛇行しているとか、いろんな条件によって、いろんなことが考えられますけど、そこはこの検討会の中でじっくり話をしながら、理解して進めていきたいと考えております。

以上です。

○委員長（宮里兼実） ほかにありませんか。

○委員（大田黒 博） 1点だけ、祁答院の富田専門職もありますけれども、大村報徳学園の下に進みぐあい、我々に再度できることはないのか、1点だけ伺います。

○建設政策課長（富田 守） 大村報徳学園の下につきましては、昨年度、お父様が亡くなりました、地権者の名義の方ですが、亡くなられました。ことし息子さんのほうが鹿児島市のほうにいらっしゃいまして、接触したんですが、お父さんの遺志を継いでおられるちゅうか、悪い意味じゃないんですけども、お父さんがこれまで反対されたことをいろいろと書面で残されておられまして、それを息子さんが読まれて、やはり簡単には返事ができないということで、1回返事ももらいました。ただ、このまま置いとつても進みませんので、機会あるごとに、市のほうとしましても接触をしたいと考えております。

まず、私は年明けに、またもう一回接触をしたいと考えております。地元の方々も、行かれても、マンションがオートロックで、入れないんです、関係者以外は。ですから、簡単には接触できないですし、電話番号もわからないところなんです。ですから、できたら祁答院町のほうで時々帰ってこられるようなんです、そちらのほうでもし接触できたら、そういう形で地元の議員さん方も接触していただければと思います。市としても、3月までに私はもう一回、接触はしたいと考えております。

以上です。

○委員（大田黒 博） 玉龍高校の先生ということで、どっか糸口がありやせんのかいと思っておりますので、またよろしくをお願いします。

○委員長（宮里兼実） 質疑は尽きたと認めます。

以上で、建設政策課を終わります。御苦労さまでした。

では、休憩します。13時から。

~~~~~

午後0時3分休憩

~~~~~

午後1時 開議

~~~~~

○委員長（宮里兼実） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

△建設整備課の審査

○委員長（宮里兼実）次は、建設整備課の審査に入ります。

△議案第280号 薩摩川内市祁答院百年杉の館野外ステージ条例を廃止する条例の制定について

○委員長（宮里兼実）まず、議案第280号薩摩川内市祁答院百年杉の館野外ステージ条例を廃止する条例の制定についてを議題とします。

当局に提案理由の説明を求めます。

○建設整備課長（吉川正紀）それでは、議案第280号薩摩川内市祁答院百年杉の館野外ステージ条例を廃止する条例の制定について、説明いたしますので、議案つづりその3の280-1ページをお開きください。

あわせて、議会資料の1ページをお開きください。

この施設は、平成2年3月に完成し、約25年が経過しております。建物の老朽化、一部シロアリの被害などにより今回条例を廃止しようとするものです。

また、今後の取り扱いについて観光・シティセールス課において行うこととなっております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

○委員長（宮里兼実）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（大田黒 博）観光・シティセールス課との話の中で、あとどういうふうになるんですか、あそこは。廃止の後。

○建設整備課長（吉川正紀）今、観光・シティセールス課のほうで地元のほうに一回説明会を開いております。その段階で、まだ地元の方からは、老朽化とかというのじゃなくて、もっとまだ大丈夫じゃないのという意見も出されたみたいです。

今、観光・シティセールス課のほうで随時調査等を行いながら、建物の老朽化なりシロアリの被害等を調査し、今後、公園利用者に危険が及びそうだったら取り壊しの方向も視野に入れてやっているという話でした。

以上です。

○委員（大田黒 博）これを廃止するということは、条例を、一応あそこをなくしますということですね。違うんですか。これを、また廃止した後、どっかに移設、観光・シティセールス課の

ほうに何か持ち物が移行するというものになるんですけど。この説明わからないんですけど、条例の廃止後。

○建設整備課長（吉川正紀）以前から財産仕分けの中で、この百年杉の館のことについていろいろと議論がされてきたところです。その段階では、この建物については取り壊しの方向でということが出ております。公園係としては、ステージそのものはできたら残してもらいたい、そしてステージについては今後も建屋のほうは取り壊してもステージとして利用ができるという方向で考えて、あのステージは、今後そういう建物がなくなったときは、そのステージだけは利活用ができる方向で考えているところです。

○委員（大田黒 博）わかるようで、わからないようなんですけど。

条例を廃止します、そうしたときには、この館としてはもうないですと。どういう意味なんですか。

○建設部長（泊 正人）この館自体が木造でシロアリも入っているということで、取り壊すということを前提に条例を廃止をしているのが整備課から出されております。建設部から。

今、課長からありましたとおり、観光・シティセールス課のほうでは、地元と調整をして市としては取り壊さないと無理だろうという話で動いております。

ただ、地元としてはどげんかならんかというような話はあるということなんですけども。うちとしては解体を見据えたということでこの条例を出して、あと解体した後のステージは、そのまま利用できるようにしたいということです。

○委員（大田黒 博）その、今、後段のほうのそこなんです。ステージでイベントをしますので、それが損なわれはせんのか。そのイベントが継続してできるのか。簡易的な舞台を設置しますとか、そういうのがあれば教えてほしいと思ったんです。大体わかりました。あと、これからまた地元で検討していくということですね。

○委員（谷津由尚）今の、ちょっと関連して。

ということは、これをステージ分だけ使うとなったら、別の条例が出てくるということですね、条例案が。観光・シティセールス課か、わかりませんが。

○建設整備課長（吉川正紀）今、蘭牟田池自然

公園という形の公園になっておりますので、その中の一部の施設という形で取り扱いをしていこうということで考えております。

以上です。

○委員（谷津由尚）ですから、それはまた条例案として出てくるんですか。それとも、もう条例は、そんなのはなしで。

○建設整備課長（吉川正紀）そのステージについての条例は出てきません。

○委員長（宮里兼実）質疑は尽きたと認めます。これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）討論はないと認めます。これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

---

△議案第281号 薩摩川内市入来観光施設条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（宮里兼実）次に、議案第281号薩摩川内市入来観光施設条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○建設整備課長（吉川正紀）それでは、議案第281号薩摩川内市入来観光施設条例の一部を改正する条例の制定について説明いたしますので、議案つづりその3の281—1ページをお開きください。あわせて、議会資料の2、3ページをお開きください。位置図になります。

提案理由については本会議で部長が説明しておりますので、省略いたします。

議案つづりの281—2ページをお開きください。

条例の題名を、現在、「薩摩川内市入来観光施設条例」から「薩摩川内市入来公園施設条例」に改めようとするものです。

また、第1条中の「観光の振興と地域経済の活性化のため、薩摩川内市入来観光施設（以下「観光施設」という。）」を「地域住民の憩いの場と

して薩摩川内市入来公園（施設以下公園施設」という。）」に改めるものです。

なお、以下の条例文については、「観光施設」を「公園施設など」に、また「き損」を漢字の「毀損」に改めるものです。

下段の別表を御参照いただき、あわせて議会資料2、3ページをごらんください。先ほどの位置図です。

現行条例の別表中に記載してある鉄道記念公園内の鉄道記念館会議室、向山自然公園内の龍遊館とドーム、愛宕ビスタパーク内の管理棟などを、それぞれ用途の廃止をし、普通財産に変更するために削除するものです。これにつきましても、観光・シティセールス課において譲渡などを含めて対応することになっております。

また、各公園内の使用料、出店などは、1平方メートル当たり1日につき30円で、改定前と同額であります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議方よろしく願います。

○委員長（宮里兼実）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員（新原春二）この施設は、鉄道記念館は別としても、愛宕ビスタの方から飛び立ったパラグライダーが、この下のほうの向山公園においていくという設定で観光施設となっていたと思うんですが。じゃないですか。それで、どのくらいの今施設利用があったんですか。御存じですか。お知らせください。

○建設整備課長（吉川正紀）すいません。今調べていますので、ちょっとお時間ください。

○委員（新原春二）じゃあ、その間に。私も何回かここに入って見させていただいたりしたんですが、今回も管理棟を廃止をするということで、結構、風のあるところであるので、あれをずっと広げるのをよく見ていたんですけども、結構、管理棟が使われていたんですよ。管理棟が使われて準備をされて、外に出て広げて、スタートして行かれるということだったんですが。そこの管理棟がなくなれば、そういう施設そのものが廃止になるから、パラグライダーの施設としては、もう飛べないということになるんですか。そこら辺はどうですか。

○建設整備課長（吉川正紀）今、支所と観光・

シティセールス課のほうで、パラグライダーの協会みたいなのが入来の方にありまして、そこと協議をしております、その施設を譲渡という形か賃借という形になるのか、そういうところでパラグライダーの人たちと今協議をしているところです。できたら、市の方としては、そういうところの協会で維持管理をしてもらえればということで考えている方向です。

以上です。

○委員（新原春二）施設として、まだ結構、丈夫な施設であるようでありますので、できたらそういうことで、そういう施設として残していただいて。条例廃止をして観光・シティセールス課の範疇に入るということであれば、そこをきちんとして、そういう協会と綿密な連携をとっていただいて処理をしていただければいいかと思いたすので、ぜひそういう方向でよろしくをお願いします。

○建設整備課長（吉川正紀）わかりました。

すいません。数字は代理のほうにありますので。

○建設整備課長代理（上川原雅之）では、こちらのほうからデータをお知らせしたいと思いたす。

ここに愛宕ビスタパークの入山の手続をされたということで、パラグライダーをやるということで報告をして、届け出をしたのが、平成25年が130、平成26年が303、平成27年が374という数字で、利用者は確かにいらっしゃることはいらっしゃるということで考えております。

○委員（新原春二）それは人ですか。

○建設整備課長代理（上川原雅之）はい。人です。

○委員長（宮里兼実）いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）質疑は尽きたと認めます。これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）討論はないと認めます。これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと

決定しました。

---

△議案第282号 薩摩川内市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（宮里兼実）次に、議案第282号薩摩川内市都市公園条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○建設整備課長（吉川正紀）それでは、議案第282号薩摩川内市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について説明いたしますので、議案つづりその3の282—1ページをお開きください。あわせて、議会資料の4ページをお開きください。議案つづりのまた次のページの282—2をお開きいただき、ここで説明をさせていただきます。

第21条第1項中の「き損」を漢字の「毀損」に改めるものです。

それと、別表第1中の唐浜臨海公園の項を削るものです。

議会資料の4ページの位置図になります、場所としては。

これについては当公園内の唐浜キャンプ場を廃止することによるもので、毎年夏場に利用されている海水浴場は、今後、観光・シティセールス課へ引き継ぎ、維持管理を行うことで協議のほうがなされております。

次に、有料公園施設の使用料などの改定について説明いたします。

別表第2の3の御陵下公園、次ページの282—3ページの4の薩摩川内市総合運動公園は282—8ページまであります。それと、282—8ページの6の丸山自然公園の有料公園施設の使用料を改めるものです。同ページの別表第2の7を削るもので、これは唐浜キャンプ場を廃止することに伴い、削ります。

また、別表第2の8の中は野間島公園外2公園のグラウンドの使用料で、左の表中から右の表中に改めるものです。同表を別表第2の7とし、別表第2の9中では三堂公園のグラウンドと照明の使用料で、「左の表中」から「右の表中」に改め、同表を別表第2の8とするものです。

各公園の有料公園施設の使用料の改定につきましては、9月30日の議員全員協議会におきまして財政課が資料を提出し、説明しておりますので、

議会資料（使用料・手数料改定関係）の1ページをお開きください。

都市公園の関係は、1ページから14ページに記載してありますので、御参照いただき説明にかなえさせていただきたいと思います。

以上で説明を終わります。よろしく御審議方をお願いいたします。

○委員長（宮里兼実）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員（新原春二）吉川課長、今、一生懸命してくれた御案内もさっぱりわからんような感じが。要するに、かいつまんでいけば、都市公園の条例を開設するのに料金改定をするということですか。それで理解していいんですか、今のは。料金改定。

○建設整備課長（吉川正紀）主な今回の改定は、料金の改定です。それに伴い、唐浜臨海公園の中のキャンプ場を廃止しようというのが主なあれになります。すいません。

○委員長（宮里兼実）いいですか。

○委員（谷津由尚）料金改定の対象の施設で、丸山自然公園の、ここに天然芝コート、クレーコート、人工芝コートって3種類あるんです。ここは、私いろんな機会があるごとにしょっちゅう行っているんですけど。この天然芝コートというのは、料金は一緒なんですけど、非常に利用率が低いんじゃないかと思うんです。いつも養生期間になっているんです、芝が。同じ料金であるんだったら、ちょっとこの天然芝ってどうなのかっていうのがもともとあって、疑問が非常にあるんです。そこの辺、料金とは直接関係ないかもしれませんが、使用頻度という面では関連があると思いますので、ここで答弁いただけませんか。

○建設部長（泊 正人）すいません。以前、人工芝コートをつくるときに建設整備課で課長をしておりましたので。そのときから、今おっしゃる天然芝コートについての利用頻度についてありました。

サッカーで一回ああいいう芝コートを使うと、すぐに傷むということで、準決勝からしか中学生くらいの場合には使わせないと。市の陸上競技場もそうなんですけれども、利用者からは、そういうクラブチームからは皮肉たっぷりに「盆栽か」と。「芝の盆栽か」と言われるくらいなことも言われたりしております。

ただ、メンテナンスが非常にかかるので、なかなか使わせてもらえないというところもありまして、今後、国体のこともあつたりします。もう一面を、人工芝をつくってくれという陳情などもありまして、それらと絡めて今後検討する必要があるかと思っております。

今、谷津委員御指摘のとおりで、そういう状況ですとしか言えないところではありまして、課題というのはちゃんと見えておりますので、よろしくをお願いします。

○委員（谷津由尚）わかりました。状況がわかっておられれば安心なんですけども。

いずれにしても、今の使用頻度での違いがあるくらいだったら、この天然芝コートは天然のよさというのもあって、これはもっと料金上げるべきだと思います。受益者負担の原理・原則から行くと、この倍くらいにしないと多分、合わんと思います。いずれにしても、それくらいの価値が天然芝というのはあるわけですから、そこはもう一回考えられたほうが。

でも、高すぎてもしょうがないんですけども。であれば、もうなくして人工芝にするかです。その辺の判断というのは、この先必要かと思うので、検討をお願いします。

以上です。

○委員（新原春二）運動施設で、部活で使う部分があるんですけども、私のほうに来てるのはテニスなんです。テニスのコートを部活で常に使っているんですけども、非常に使用頻度が高いために部費が跳ね上がってどうしようもないというのが1件あって、そこら辺の、高校生は一応減額はしてあるんだけど。普通に使うやつと、部活で常時使うやつとの、何か減免というか、差は今のところ考えられてなくて、一定の2本線で行っているんですけども、そこの辺の考え方は何かないんでしょうか、減免の関係。ここは、ここで決められるんですか。

○建設整備課長（吉川正紀）私も娘がテニスやっていて、しょっちゅうテニスコートに連れて行って、相当、父兄会のお金のほうも高かったんですけれど。

だけど、そこにつきましては学校に普通のコートはあるわけですから、あそこに行ってしまうのに対して、そういう部活だからとかいって減免とかそういうのをしてしまうと、いろんなとこ

ろで弊害が出るんじゃないかとか思っているところ  
です。それが、部活という中だったら、学校と  
かあるわけですから、できたらそういうところを  
頻繁に使うこと。それと、大会とか、そういうも  
のになったら減免ができるやつもありますので、  
一応今のところはそういう部活のための減免って  
いうのは考えていないところです。すいません。

○委員（新原春二）わかりました。

○委員長（宮里兼実）いいですか。

○委員（新原春二）はい。

○委員長（宮里兼実）質疑は尽きたと認めます。

これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）討論はないと認めます。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めるこ  
とに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと  
決定しました。

---

△議案第２８３号 薩摩川内市普通公園条  
例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（宮里兼実）次に、議案第２８３号薩  
摩川内市普通公園条例の一部を改正する条例の制  
定についてを議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○建設整備課長（吉川正紀）議案第２８３号薩  
摩川内市普通公園条例の一部を改正する条例の制  
定について説明いたしますので、議案つづりのそ  
の３、２８３―１ページをお開きください。議案  
つづりの次のページに改定内容の列記があります  
ので、御参照ください。

今回、この条例の中で主なものは、一条殿公園、  
坪塚公園、木場茶屋公園、吉野山公園を削るとい  
うものです。これらの公園については、地域密着  
型の公園であり、今後、地元自治会に譲渡し、維  
持管理をお願いしようとするものです。

現在、普通公園の数は１３９公園ありまして、  
４公園を削りますので、１３５公園となります。

次に、使用料などの改定について説明をいたし  
ます。

別表第２の２で川内川宮里公園の有料公園施設

の使用料を今回改定しようとするものです。先ほ  
ど説明しましたとおり、９月３０日の議員全員協  
議会の中で説明いたしておりますので、省きたい  
と思います。

それと、議会資料（使用料・手数料改定関係）  
の１５ページを御参照いただき、説明にかえさせ  
ていただきます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議方を  
お願いいたします。

○委員長（宮里兼実）ただいま当局の説明があ  
りましたが、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員（新原春二）四つの公園は、それぞれの  
自治会が引き受けを了解をされての提案ですか。  
内諾を受けての提案ですか。それとも、まだ全然  
決まっていないということですか。

○建設整備課長（吉川正紀）内諾を得た中での  
上程という形になります。

坪塚公園につきましては、公民館のほうも今コ  
ミュニティ課のほうで譲渡の手続を一緒に、建物  
と、この土地とやるという方向になっております。

あと、一条殿公園と吉野山公園は、地区コミの  
ほうへお願いをしようということで考えておりま  
す。

あと、木場茶屋公園については隣の自治会館の  
隣ですので、そこに譲渡という形で内諾を得て作  
業を進めているところです。

○委員長（宮里兼実）ほかにありませんか。い  
いですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）質疑は尽きたと認めます。

これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）討論はないと認めます。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めるこ  
とに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと  
決定しました。

---

△議案第２８４号―議案第２８６号

○委員長（宮里兼実）次に、議案第２８４号か

ら議案第286号までの議案3件を一括議題とします。

これらの議案3件については、各施設の指定管理者の指定期間が、いずれも平成28年3月31日に満了することに伴い、新たに指定管理者を指定しようとするものでありますので、一括して当局に説明を求め、質疑を行った後、1件ごとに討論、採決を行います。

それでは、当局に補足説明を求めます。

**○建設整備課長（吉川正紀）** それでは、指定管理者の指定について説明いたします。議案第284号から議案第286号までの3件を一括して説明させていただきます。

市が管理する薩摩川内市蘭牟田池自然公園外2施設の管理につきましては、指定管理制度を導入しており、指定管理者の指定期間が平成28年3月31日で満了することから、今回、新たに指定管理者を選定しようとするものでございます。

候補者の指定につきましては、7月10日から8月の21日まで市のホームページや広報紙により公募したところです。

それぞれの施設に対して各1団体の応募がありました。その後、申請書類の確認等を経て、10月5日、10月14日、10月15日にかけて、本庁・祁答院・入来の3地区ごとに、建設部長などを委員長として内部委員3名、外部委員3名の6名による指定管理候補者選定委員会を開催いたしました。その結果を受けて本議会に3件の議案を提出しているところです。

それでは、まず議案第284号薩摩川内市蘭牟田池自然公園施設の指定管理者の指定について説明いたしますので、議案つづりその3の284—1ページをお開きください。あわせて、議会資料の7ページもごらんください。

管理者に指定する団体は株式会社小園建設で、当団体は現在の指定管理者で継続して行うこととなります。指定管理する期間は平成28年4月1日から平成32年3月31日までの4年間です。指定管理者の概要は議会資料の7ページに、また指定管理候補者が示した事業計画の概要は議会資料の8ページに記載しておりますので、御参照ください。

議会資料の9ページをごらんください。

選定委員会を10月15日に開催し、候補者のヒアリングを含め厳正な審査を行った後で採点し

た結果、次ページをお開きください。

一番下のところに点数を書いておりますので、600点中516点ということで、総合的に判断して当団体を次期指定管理者の候補として選定いたしました。

次に、議案第285号薩摩川内市愛宕ビスタパーク等の指定管理者の指定について説明いたしますので、議案つづりその3の285—1ページをお開きください。

指定管理する団体は薩摩緑振協同組合で、当団体は現在の指定管理者であり、継続して行うこととなります。指定管理する期間は、先ほどの指定管理機関と同じで4年間ということで考えております。あと、指定管理者の概要は議会資料の11ページ、また指定管理者が示した事業計画の概要は議会資料の12ページに記載しておりますので、御参照ください。

議会資料の13ページをごらんいただき、選定委員会を10月14日に開催し、候補者のヒアリング等を行ったところです。

次ページをお開きください。

一番下のほうに600点中393点ということで、総合的に判断して当団体を次期指定管理者の候補として選定いたしました。

次に、議案第286号薩摩川内市寺山いこいの広場の指定管理者の指定について説明いたしますので、議案つづりの286—1ページをお開きください。あわせて、議会資料の15ページもごらんください。

指定管理者に指定する団体は公益財団法人薩摩川内市民まちづくり公社で、当団体は現在の指定管理者であります。

指定する期間は、先ほどの分と一緒に、4年間ということでお願いをするところです。

指定管理者の概要は議会資料の15ページに、また指定管理候補者が示した事業計画の概要は議会資料の16ページに。

それと、議会資料の17ページをごらんください。

選定委員会を10月5日に開催し、候補者からのヒアリング等を行ったところです。

次ページに採点をしておりますので、一番下の段の600点中503点ということで、総合的に判断して当団体を次期指定管理者の候補として選定しました。

以上で説明を終わります。よろしく御審議方お願いいたします。

○委員長（宮里兼実）ただいま当局の説明がありました、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員（谷津由尚）三つの議案をまとめて言わせていただきます。

この指定管理者の採点の件なんです。積み上げで複数の方が点数をつけられて、積み上げたのがこの点数なんですけど、私は、もう一つの見方として明確な減点の要因がなければ満点あげていいと思うんです。

そう考えたときに、蘭牟田池の２８４号の指定管理者の場合は、「この団体の経営状況は良好か」と。満点です。これ、いいと思うんです。そう考えたときに引っかかるのが、２８６号の寺山の指定管理者の候補者。これ、まちづくり公社ですよね。候補者、市の外郭団体が「この団体の経営状況は良好か」で、満点じゃないんですけど。これは何か明確な理由があるんですか、ここに。これ、おかしいと思うんですけど。いかがですか。

○建設整備課長（吉川正紀）皆さん、６人いまして、点数をつけているところなんですけど、そういうところ。一応、私もつけております。私もつけたところ満点で入れなかったというところがあります。どこがよくて、どこがいいのかというのも財政的にわからない点も皆さんあるんじゃないかと、そこのところはあります。でも、指数書いてありますので、良好というところで判断をして、標準点よりも上という形の評価をされたんじゃないかと思っていますところでは。

以上です。

○委員（谷津由尚）総合的には、それでいいんでしょうけど。

ただ、これがマンネリすると怖いんです。指定管理者の採点制度というのは、あくまで客観的にその業者を評価するための制度ですから、これがマンネリしたらいかんわけで。ですから、私が言うように、明確な理由がないんだったら、これは満点にしてあげなきゃいけないですし、減点するんだったら、それなりの明確な理由をきちっとはつきりせないかんですし、それが改善課題にもなるわけですから、今から、次にはそういうことをフィードバックしていただきたいと思います。要望です。

以上です。

○建設部長（泊 正人）以前にも別の指定管理のところで谷津委員からも同様の御指摘もありましたし、今後このようなことで疑問が残っていくといけませんので、主管課であります財産活用推進課と協議をして、採点の見直しとまでは言いませんが、こういう議論をさせていただきます。

○委員長（宮里兼実）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）質疑は尽きたと認めます。これより討論、採決を行います。

まず、議案第２８４号について討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）討論はないと認めます。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第２８５号について討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）討論はないと認めます。

これより採決を行います。

翻案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第２８６号について討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）討論はないと認めます。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

---

△議案第291号 平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（宮里兼実）次に、審査を一時中止しておりました議案第291号平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○建設整備課長（吉川正紀）それでは、議案第291号平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算の建設整備課分について説明いたします。

まず、歳出から説明いたしますので、予算に関する説明書の51ページをお開きください。

8款2項3目道路新設改良費ですが、補正額が3,275万円の増額であります。右側の説明欄に記載しておりますとおり、地方特定道路整備事業費負担金で、県が実施する県道川内串木野線外5路線の整備事業に伴う負担金の増額です。

次に、52ページをお開きください。

8款4項1目港湾総務費ですが、補正額4,225万5,000円の増額です。右側説明欄に記載のとおり、港湾県営事業負担金で県が実施する川内港、里港、長浜港の整備事業に伴う負担金の増額です。

次に、53ページをお開きください。

8款5項5目公園緑地費ですが、補正額2,472万8,000円の減額であります。右側記載のとおり、三堂公園整備事業費で国からの補助内示額が減額されたことに伴う工事請負費を減額するものです。

続きまして、歳入について説明いたしますので、前に戻っていただき、18ページをお開きください。

15款2項6目土木費補助金、3節公園緑地事業費補助金で補正額1,530万円の減額であります。先ほど説明をいたしました三堂公園の事業費において、国からの補助事業内示に伴う対象事業費が減額されたことにより減額するものです。

22ページをお開きください。

16款3項6目土木費委託金、3節都市計画費委託金で、補正額587万2,000円の増額です。

右側の説明欄をごらんください。

三堂公園整備事業費委託金で、これは県が管理する三堂川の整備を三堂公園整備事業と一体的に

市が整備することに伴い、県からの委託金を増額するものです。

続きまして、前に戻っていただき、7ページをお開きください。

債務負担行為補正について説明いたします。

先ほど3公園の指定管理者の指定について審査していただきましたが、これは全て委託料制の施設であり、指定期間が複数年にわたることから、指定管理料の債務負担行為を設定する必要があります。

次ページの8ページをお開きください。

表中の上から5段目の薩摩川内市寺山いこいの広場から7段目の薩摩川内市愛宕ビスタパーク等の3件について今回債務負担行為の補正をするものです。

以上で説明を終わります。よろしく御審議方お願いいたします。

○委員長（宮里兼実）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員（新原春二）三堂公園の国の内示の減によってという説明がありましたが、この事業内容が変更になって減になったのか、そこら辺をもうちょっと説明を。

○建設整備課長（吉川正紀）国からの内示額が、うちなんか要望していた100%来なかったということで減額をさせてもらっております。

○委員（新原春二）事業としては。

○建設整備課長（吉川正紀）事業としては、今回、今年度の予算は県と一体的にする整備を考えておりましたので、それについてはできるかなと。本当は、上物の公園の中の整備も今回して終わろうということで考えていたんですけど、それが来年度まで延びるという形になってしまいました。

以上です。

○委員長（宮里兼実）いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）質疑は尽きたと認めます。

ここで議案第291号平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算の審査を一時中止します。

---

△所管事務調査

○委員長（宮里兼実）次に、所管事務調査を行います。

当局から説明がありますか。

○建設整備課長（吉川正紀） すいません。今回は何もありません。

○委員長（宮里兼実） これより所管事務全般について質疑に入りますが、御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実） 質疑はないと認めます。

以上で建設整備課を終わります。御苦労さまでした。

---

#### △建設維持課の審査

○委員長（宮里兼実） 次は建設維持課の審査に入ります。

---

#### △議案第291号 平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（宮里兼実） それでは、審査を一時中止しておりました議案第291号平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題とします。当局に補足説明を求めます。

○建設維持課長（永田一郎） それでは、議案第291号平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算の建設維持課分について御説明申し上げます。

まず、歳出から御説明いたしますので予算に関する説明書の51ページをお開きください。

8款2項2目道路維持費でございます。補正額2億8,200万円で、補正後の合計が8億3,302万8,000円となっております。

内容について説明いたします。右側の説明欄をごらんください。

まず、委託料の8,500万円と工事請負費1億9,500万円の合計で2億8,000万円の増額補正を計上しております。これにつきましては、原子力防災の観点から寄田地区の避難道路充実のための市道整備の測量設計委託料、これと公共事業の施工時期の平準化を図るとともに、市民生活の安全・安心を確保するために市内全域の指導における側溝舗装等の維持修繕及び側溝清掃を行うもので、道路維持費の15カ月予算が主なものでございます。

その下に記載してございます土地購入費200万円につきましては、宮里町の豊瑛電研の川内工場、この跡地にパーツ精工の企業誘致が決定し、その誘致に係る市道交差点の拡幅工事に伴う土地購入費でございます。工事関係車両のスムーズな通行及び地元の交通安全の向上に努める

ものでございます。

続きまして、繰越明許費補正について御説明いたします。予算に関する説明書の6ページをお開きください。

8款2項道路橋梁費、道路維持補修事業2億2,000万円につきましては、先ほど歳出で説明いたしました道路維持費の15カ月予算で公共事業の施工時期の平準化を図るため、繰り越しをするものでございます。

以上で建設維持課に係る平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○委員長（宮里兼実） ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実） 質疑はないと認めます。

ここで議案第291号平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算の審査を一時中止します。

---

#### △所管事務調査

○委員長（宮里兼実） 次に、所管事務調査を行います。

当局から説明がありますか。

○建設維持課長（永田一郎） 今回は、特に所管事務調査についてはございません。よろしくお願いいたします。

○委員長（宮里兼実） これより所管事務全般について質疑に入ります。

御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実） 質疑はないと認めます。

以上で建設維持課を終わります。御苦労さまでした。

○建設維持課長（永田一郎） ありがとうございます。

---

#### △都市計画課の審査

○委員長（宮里兼実） 次は、都市計画課の審査に入ります。

---

#### △議案第291号 平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（宮里兼実） それでは、審査を一時中止しておりました議案第291号平成27年度薩

摩川内市一般会計補正予算を議題とします。

当局に補足説明を求めます。

**○都市計画課長（山村昭一郎）** 議案第291号平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算のうち都市計画課に係る、初めに歳出について御説明申し上げますので、予算に関する説明書（第6回補正）の53ページをお開きください。

8款5項1目都市計画総務費の説明欄をごらんください。

事項、都市計画総務費は天辰第二地区等の用途区域変更に係る変更図書作成業務委託の所要額を計上しておりましたけれども、関係機関との協議調整に期間を要し、今年度の着手が見込めないということから、委託料360万円を減額するほか、事項、川内駅周辺地区駐車場管理費では、川内駅西口駐車場の入出庫管理システム一式購入の執行算につきまして備品購入費320万円を減額するものでございます。

続いて、歳入について御説明しますので前に戻っていただきまして、22ページをお開きください。

16款3項6目、3節都市計画費委託金は、鹿児島県屋外広告物条例の権限移譲事務分に係る委託金の確定に伴い16万7,000円を増額するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく審査賜りますようお願い申し上げます。

**○委員長（宮里兼実）** ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。

御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（宮里兼実）** 質疑はないと認めます。

ここで議案第291号平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算の審査を一時中止します。

#### △所管事務調査

**○委員長（宮里兼実）** 次に、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

**○都市計画課長（山村昭一郎）** 所管事務調査につきまして3件報告させていただきます。

まず1件目、中郷五代線整備事業の現在の状況及び2件目の一般国道御陵下地区景観整備事業につきまして図面を用いて説明をしてもよろしいでしょうか。

**○委員長（宮里兼実）** はい。

**○都市計画課長（山村昭一郎）** まず、中郷五代線に係る工事につきまして昨年7月に九州整備局と受託合併工事に係る協定を締結し、鋭意完成を目指して進めているところでございます。

その中で、今年度の工事につきまして11月18日に川内川河川事務所と外園建設工業さんが今年度に係る工事を締結し、工事に着手したというふうなところでございます。

今年度の施工範囲につきましては、ここが天大橋になります。天大橋の上下流の140メートル区間につきまして工事発注を行っております。昨年度の段階で、今回の区間の下流側から河川事務所の前の下目4号線のところまでが完成しておりますので、今回のここが完成することによりまして、上流からも一連区間として河川事務所のところまで通るというふうな形になります。

今年度の道路の工事につきましては、工事自体もそうですけれども、3月末での完成を目指すというふうなところでございます。この完成した後は、その後、すぐさま供用を開始させるというふうなところで考えているところでございます。今月の12月3日の日にも工事に関しまして地元説明会を行いました。

今後、また工事が進捗するにつれていろんな意見もあろうかと思っておりますので、地域の皆様の意見を聞きながら河川事務所と一緒に進めていきたいというふうに考えております。

簡単でございますけれども、中郷五代線の報告は以上でございます。

続きまして、2件目の報告をさせていただきます。一般国道3号御陵下地区景観整備事業の進捗について御説明をさせていただきます。

この事業につきましては、国道3号において鹿児島国道事務所、それから電線管理者が行う無電柱化事業とあわせまして、本市におきましてはバス停、それからバス停上屋、それからベンチ、案内板等の整備を図るというふうなところでございます。今、国道の267号の交差点から、それから北側の風口交差点までの区間を、平成25年度より事業化して行っているというふうなところで地元住民代表による促進協議会とも連携しながら、今進めてきているというふうな状況でございます。

昨年度までに、国としては歩道の拡幅及び電線類の配管等の設置、照明灯の設置を行い、それに

合わせて市としてはバス停上屋等の設置を行ったところでございます。

今年度には、国が歩道の舗装、それから市がフラワーポットの設置、電線管理者が電柱の撤去、それから配線を行い、当該区間における全てのその事業が今年度完了予定となっていたところでございますけれども、国が行う歩道舗装に関しまして今年度内での完成が厳しくなったというふうなところで、現時点では来年度の完成になる予定というふうなところでございます。

なお、その他の電柱の撤去、それから市が行うフラワーポットの残工事に関しましては、今年度中に完了させるというような予定でございます。今後は、国が施工する植栽の草取り、それから市が設置するフラワーポットの草取りや花植えなどの維持管理につきまして地元の方々に行っていたくというようなところを考えておりまして、維持管理協定に向けた協議を今後国とともに地元と進めていきたいというふうに考えているところでございます。

簡単でございますけれども、昨年の12月の議会では今年度に完成するというふうな報告をさせていただいていたというところから、そこが変わりましたので、若干状況の説明をさせていただいたというふうなところでございます。

3件目は座って。続きまして、3件目の報告をさせていただきます。

委員会資料の3ページをお開きください。

さきの9月議会においても報告させていただきましたけれども、昨年10月に行いました都市計画区域の再編・拡大に伴い、また社会情勢の変化を踏まえて、昨年度より都市計画マスタープランの見直し作業を行っているところでございますが、11月の2日から12月の1日までの1カ月間パブリックコメントを実施しまして、1名の方から9項目の御意見をいただいたところでございます。

資料3ページのほうにありますけれども、主な意見としましては、例えば一つ目の丸でございすけれども、「整備メニューが多く、現実的には財政の問題もあるので、計画としては優先順位をつけて絞って行うべきではないか」という御意見や、二つ目の丸の「道路整備について、例えばおおむね10年以内に整備等の期限を切らずに整備予定とだけ記載するのは無責任な計画であり、期限を切るべきでは」という御意見、また三つ目の

丸では「マスタープランの実行管理について誰が実行するのかなどの責任の所在をはっきりとして、少なくとも3年ごとに進行管理を行ってもらいたい」というふうな御意見がございました。これに対する市の考え方につきましては、他の意見も合わせまして現在、調整・検討している段階でございまして、今後12月中に考え方を決定し、ホームページで公表するというような運びを考えているところでございます。

以上でございますが、都市計画課から3件の所管事務調査報告を終わります。

○委員長（宮里兼実）ただいま当局の説明がありましたが、これを含めて所管事務全般について質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員（谷津由尚）すいません。2点質問をします。

まず、都市計画道路の中郷五代線のスケジュールはわかりました。

来年くらいから、新幹線の高架橋の下です。肥薩おれんじ鉄道の下をくぐるんですね。そこというのは、さきの横馬場・田崎線でしたっけ。のときに、非常にJRとの時間も交渉から時間がたって、工期は大幅に遅延したというのがあって、今の時点でその部分の懸念事項というのは何かないんでしょうか。それが1点目です。

2点目です。今、国道3号の電線地中化の後のイメージ図はよくわかりました。あそこには、御存じのとおり高校もありまして、自転車専用レーンというのは国道事務所のほうでも検討に乗っていないのか、そこをお伺いします。

○都市計画課長（山村昭一郎）まず、1点目の肥薩おれんじ鉄道の部分につきましてですけれども、おれんじ鉄道と河川事務所と三者協定というふうなところで今動いておりまして、おおむねもうすぐ9月議会で継続費の設定はさせていただいたところでございまして、平成27年度、今年度から平成29年度までの予定で協定をもうすぐ結ぶというような今流れになっております。

その中で、現時点では、とりあえず今年度も来年度早々から工事に着手するための設計積算をお願いしているところでございまして。来年度早々から、今の予定としては、もう、おれんじ鉄道さんは動いてくれるというふうなところで取りつけておりますので。現時点で、じゃあ工期がどんだけ

延びるかというふうなところは、今のところは余り想定していないと。

当然のことながら、国との三者協定でございますので、国も一緒になって協議を進めておりますので、そこはお互いしっかりと協議を進めながら工程管理もあわせてすすめていきたいというふうに考えているというところでございます。

2点目の国道3号の自転車レーン、委員おっしゃられるとおり、川内高校もございまして、通学者も多いというふうなところでございます。自転車の専用レーンというふうなところではないんですけれども、現在3メートルの歩道、これを4メートルの幅に今拡幅はもう行ったというふうなところで、歩道幅の拡幅は行っております。その中で、自転車の専用レーンを設けるかというふうなところについては、そういうふうなところはなかったと思います。歩道の拡幅というふうなところで考えているというふうなところでございます。

○委員長（宮里兼実） いいですか。

○委員（谷津由尚） ありがとうございます。

1点目のおれんじ鉄道の下部の工事のときは、市道横馬場・田崎線のようなことが余りないように、今から先もよく事前にシミュレーションをお願いしたいと思うんです。

自転車専用レーンについては、今ありましたように、植栽を植えられますよね。その予定なんですよね。木を植えると大きくなりますから、最終的にはその分が、だんだん歩道が実用できる歩道が狭くなってきてというのがあって、どうかという、長期的に見た場合にどうなのかなというのがある、それよりは薩摩川内市に今まだ自転車専用レーンというのはどこにも設置されていませんので、モデルケースというか、そういう意味でも、あそこに設置されるべきではないのかなというのは日ごろから考えておったものですから、ちょっと言わせてもらったんですけど、4メートルに拡幅されたということで、当面は支障がないということであれば、それでいいかなと思いますが、もし検討に乗せられるテーブルがあるんでしたら乗せていただければと。

○委員長（宮里兼実） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実） 質疑は尽きたと認めます。

以上で都市計画課を終わります。御苦労さまで

した。

△区画整理課の審査

○委員長（宮里兼実） 次は、区画整理課の審査に入ります。

△議案第287号 薩摩川内市都市計画事業川内駅周辺地区土地区画整理事業施行条例を廃止する条例の制定について

○委員長（宮里兼実） まず、議案第287号薩摩川内市都市計画事業川内駅周辺地区土地区画整理事業施行条例を廃止する条例の制定についてを議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○区画整理課長（川畑 稔） それでは、議案第287号薩摩川内市都市計画事業川内駅周辺地区土地区画整理事業施行条例を廃止する条例の制定について御説明いたします。

説明に入ります前に議案第296号（後刻議案第287号の指摘あり。次頁参照）の条例廃止の資料を配付させていただきたいのですが、よろしいでしょうか。

○委員長（宮里兼実） はい。

〔資料配付〕

○区画整理課長（川畑 稔） それでは、議案づくりのその3、287—1ページをお開きください。

提案理由については、本会議で部長が説明された説明のとおりでございます。平成27年度をもちまして川内駅周辺地区土地区画整理事業精算事務が完了することに伴い、条例を廃止するものでございます。

以上で説明を終わります。

○委員長（宮里兼実） ただいま当局の説明がありました、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実） 質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実） 討論はないと認めます。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

---

△議案第296号 平成27年度薩摩川内市天辰第一地区土地区画整理事業特別会計補正予算

○委員長（宮里兼実）次に、議案第296号平成27年度薩摩川内市天辰第一地区土地区画整理事業特別会計補正予算を議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○区画整理課長（川畑 稔）それでは、議案第296号平成27年度薩摩川内市天辰第一地区土地区画整理事業特別会計補正予算について御説明申し上げます。

まず、歳出のほうから御説明申し上げます。

予算書、予算に関する説明書の121ページをお開きください。

1款1項1目土地区画整理費においては、予算組み替えをお願いするものでございます。

説明欄をごらんください。

委託料を750万円減額し、補償金を750万円増額しようとするものでございます。増額理由につきましては、三堂墓地移転補償費確定ほか電柱移転補償費が路線変更等により増額することから、委託料の確定により委託料の一部を補償金へ繰りかえ、年度内に三堂墓地の移転及び電柱移転を完了するため、今回予算を組替えようとするものでございます。

次に、122ページをお開きください。

2款1項1目公債費元金95万6,000円は、事業費での見直しに減額するものでございます。同じく2目利子40万3,000円は、元金と同様、事業費の見直し及び借入れ条件の確定により減額するものでございます。

次に、歳入について御説明申し上げます。

120ページをお開きください。

5款1項1目一般会計繰入金135万9,000円は、歳出の補正に伴い財源調整により減額するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○委員長（宮里兼実）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。

御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）討論はないと認めます。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○区画整理課長（川畑 稔）すいません。ここで議案第296号の条例の一部改正について先ほどペーパー1枚配った分で御説明をさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○委員長（宮里兼実）はい。どうぞ。

○区画整理課長（川畑 稔）資料の議案第287号から296号でございます。薩摩川内市特別会計条例の一部を改正する条例の制定についてということで。

○委員長（宮里兼実）これは287号やろ。

○区画整理課長（川畑 稔）申しわけないです。

○委員長（宮里兼実）課長、もう終わったからいいです。

○区画整理課長（川畑 稔）申しわけないです。

○委員長（宮里兼実）持ち帰って、みんなが目を通しておきますから。

○区画整理課長（川畑 稔）済いません。

---

△議案第291号 平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（宮里兼実）次に、審査を一時中止しておりました議案第291号平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○区画整理課長（川畑 稔）議案第291号平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算のうち天辰区画整理推進室にかかわる一般会計補正予算の歳出について御説明申し上げます。

予算に関する説明書の53ページをお開きください。

8款5項3目土地区画整理総務費であります。

説明欄をごらんください。

天辰第一地区土地区画整理事業特別会計の補正予算に伴い、一般会計から繰出金 1 3 5 万 9, 0 0 0 円を減額するものであります。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○委員長（宮里兼実）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。

御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）質疑はないと認めます。

ここで議案第 2 9 1 号平成 2 7 年度薩摩川内市一般会計補正予算の審査を一時中止します。

---

#### △所管事務調査

○委員長（宮里兼実）次に、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○区画整理課長（川畑 稔）それでは、現在の事業進捗について御説明申し上げます。

まず、天辰第一地区について説明いたします。現在の事業進捗率は、設計基準の見直しにより繰り越しておりました第 2 立山橋の下部工工事も 9 月に完了し、上部工は 1 0 月に発注し、平成 2 8 年 2 月の完成に向けて工事を行っております。また、新立山橋の上部工につきましては、国の内示額の減額により 9 月補正にて補正予算を行い、1 1 月に上部工を発注し、平成 2 8 年 7 月完成に向けて工事を行っております。あわせて、橋梁周辺の造成工事、道路築造工事及び三堂墓地移転交渉を進めております。

また、公園整備につきましては、ファミリー公園整備も年度内完成に向け現在施工を行っております。

寺山古墳公園につきましては、来年 3 月ごろの供用開始を目指して整備中であり、文化課が所管する古墳石室のレプリカ製作についても現在製作中であります。

鹿児島純心女子大学下の 7 5 7 ブロックにつきましては、現在、地目変更、農地から宅地への手続を進めているところでございます。

事業計画変更につきましては、天辰第二地区との段差部分の工事を進めることができないことから、事業期間を 3 年間、平成 3 1 年まで延伸する協議を県及び国と進めており、今月 1 8 日に国と

協議を行う予定であります。

保留地処分につきましては、保留地区画の見直しを行い、売却の公募を 9 月 2 9 日から開始し、現在までに 2 区画売却しております。売却面積は 1, 7 7 2. 6 7 平米で、売却金額は 4, 6 3 7 万 5, 2 9 2 円でございます。今後、保留地処分金を活用し、補助金以外の道路築造設置工事の早期発注に努めてまいりたいと思います。平成 2 7 年の事業進捗率は、1 2 月 1 1 日現在で保留地処分金を除き 8 9. 4 パーセントでございます。

次に、天辰第二区の進捗状況について御説明申し上げます。

天辰第二地区の事業計画及び実施計画につきましては、新規事業により事業計画及び実施計画を県及び国と協議を進めておりまして、天辰第一地区と同様、国と今月 1 8 日事前協議を行うこととしております。本年度予定しておりました建物調査も終わり、河川公管金の覚書・素案作成に向け河川事務所と協議を行っているところでございます。

また、来年度予定をしております天辰第二地区の換地計画の参考とするため、権利者 2 4 0 名に意向調査を発行し、現在、集約中であり、今後、意向調査を整理しまして、来年度の換地設計の参考として役立てていく予定でございます。

天辰第二地区につきましては、都市計画決定の手続を完了し、本格的に着工することから、3 月に議会において特別会計の設置及び土地区画整理条例の制定について議案を提出する予定でございます。

なお、天辰第二地区の事業計画につきましては、平成 2 8 年度から平成 4 2 年度までの 1 5 年間で計画をしております。今後、国との協議により事業費が確定すると思いますが、現在の時点では 9 1 億 5, 2 0 0 万円で協議を進めていく予定でございます。

国の事業認可予定は、平成 2 8 年 6 月をめどに協議を進めていく予定でございます。

以上で説明を終わります。

○委員長（宮里兼実）わかりましたか。ただいま当局の説明がありましたが、これを含めて所管事務全般について質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員（谷津由尚）今おっしゃいました 9 1 億 5, 2 0 0 万、ちょっとよく聞き取れなかったんで

すけど、これが総事業費ということですか。

○区画整理課長（川畑 稔）はい。総事業費でございます。

○委員（谷津由尚）わかりました。このうち国が出す分というのは幾らなんですか。逆に言うたら、本市が出す分の残りなんですけど。

○区画整理課長（川畑 稔）それでは、詳細に説明させていただきます。

基本事業費、国でございますけども、25億9,400万円でございます。県の負担が4,983万2,000円でございます。公管金が15億9,909万1,000円、保留地処分金が3億5,420万、市単独費が45億5,487万7,000円でございます。市単独が約50%だと思います。

○委員（谷津由尚）わかりました。以前も言わせていただきましたのですが、平成28年から平成42年までの15年間のうち、今の道路が狭い区間がありまして、東郷、樋脇、中村町の居住の方々が、非常に狭くて、バスも通るもんですから、しょっちゅうミラーをこすったとかとおっしゃる方がおられて。

15年間の事業のうち、やっぱり15年間かかるんでしょうか、道路がきれいになるまで。細いところが。

○区画整理課長（川畑 稔）全体の計画でございますので、今後、施工につきましてはどのような形で進めていくかということで協議を進めていくような形になっています。施工方法につきましては今後の課題ということで、全体的に期間として15年ということで計画をさせていただいております。

○委員（谷津由尚）考え方として、堤防のほうをまず拡幅して、堤防をまずつくらんといかんと。堤防をつくったら、すぐ横の道路を整備せないかんということであるならば、この15年のうちでも優先的にされるのかなという考えもあったもんですから、こういうふうにお聞きしたんですけど、その辺はどうなんですか。

○区画整理課長（川畑 稔）天辰第一地区の、基本的に段差解消を平成30年先のほうに進めていきまして。河川の整備を優先しますと、排水対策等ができづらいということから、基本的には施工計画を立てなくちゃいけないんですが、第一地区のほうから随時上流のほうに行くような形にな

るのではなかろうかというふうに解釈しているところでございます。

○委員（川畑善照）天辰第二地区の問題だけど、あの将来的展望というか、その図面が目に見えないという方が多いんですが。例えば道路が真っすぐ延びて、そしてそこから突き抜けて、向こうの、何というのかな、広い通りに出ていくという、その図面が見えないもんだから教えてください。

○建設部長（泊 正人）すいません。課長の説明も項目が多かったですので、図面で説明をさせていただきたいと思います。

○区画整理課長（川畑 稔）すいません。あっち行ったりこっち行ったりで申しわけないです。

今の第一地区の、先ほども説明がありましたけれども、第一地区の段差解消をまずしたいということで、第一地区のほうを早目に整備したいということと、河川堤防を先につくりますと、この辺のまた浸水被害等も出ますので、基本的には第一地区から持っていきたいというような考え方でございます。

道路につきましては、今、東郷のほうに向かっていますところにも、ほとんど直線で持っていきたいというふうに考えているところでございます。

○委員（川畑善照）ということは、今の、どこといえいいかな、排水場があるあそこまで延びていますよね、道路が。こちらの市街地から。その先を真っすぐ行って、結局、整備で立ち退いてらっしゃるまだ先までも、ずっと立ち退きが出てくるということですよ。

○区画整理課長（川畑 稔）です。

○委員（川畑善照）わかりました。広くなるということ。あそこ、堤防になるということ。了解。

○委員長（宮里兼実）いいですか。ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）質疑は尽きたと認めます。

以上で区画整理課を終わります。御苦労さまでした。

---

△入来区画整理推進室の審査

○委員長（宮里兼実）次は、入来区画整理推進室の審査に入ります。いいですか。

---

△議案第297号 平成27年度薩摩川内市入来温泉場地区土地区画整理事業特別会計補正予算

○委員長（宮里兼実） まず、議案第297号薩摩川内市入来温泉場地区土地区画整理事業特別会計補正予算を議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○入来区画整理推進室長（引地明吉） 議案第297号平成27年度薩摩川内市入来温泉場地区土地区画整理事業特別会計補正予算について御説明申し上げます。

補正予算の内容について歳出のほうから説明いたしますので、予算に関する説明書の131ページをお開きください。

2款1項1目元金において167万2,000円を減額するものであります。

右側の説明欄をごらんください。長期債償還元金であります。

同じく2目利子において142万5,000円を減額するものであります。

右側の説明欄をごらんください。長期債償還利子であります。

次に、歳入について説明をいたしますので、前に戻りまして、130ページをお開きください。

4款1項1目一般会計繰入金309万7,000円の減額は、長期債償還元金及び償還利子の減額に伴う財源調整であります。

以上で説明を終わります。よろしく願い申し上げます。

○委員長（宮里兼実） ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実） 質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実） 討論はないと認めます。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

---

△議案第291号 平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（宮里兼実） 次に、審査を一時中止してありました議案第291号平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○入来区画整理推進室長（引地明吉） 議案第291号平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算のうち入来区画整理推進室に係る歳出について御説明を申し上げます。

予算に関する説明書の53ページをお開きください。

8款5項3目土地区画整理費において入来区画整理推進室分として309万7,000円の減額をお願いしております。これにつきましては、入来温泉船場地区土地区画整理事業特別会計への繰入金であり、長期債償還元金及び償還利子の減額に伴い財源を調整したものであります。

以上で説明を終わります。よろしく願い申し上げます。

○委員長（宮里兼実） ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実） 質疑はないと認めます。

ここで議案第291号平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算の審査を一時中止します。

---

△所管事務調査

○委員長（宮里兼実） 次に、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○入来区画整理推進室長（引地明吉） 今回の所管事務調査では2項目ほど報告をさせていただきたいと思います。

1件目が事業の進捗状況についてと、あと2件目が温泉場地区の活性化に向けた地元地区コミの活動状況について簡潔に口頭にて報告をさせていただきます。よろしく願いいたします。

それでは、まず1件目です。

9月の委員会の折にも報告をいたしましたけれども、以降、現時点までの進捗について報告いたします。

工事につきましては、温泉施設湯之山館へのアクセス道路であります本町通り線の道路築造工事、それと柴垣湯跡地周辺の造成工事、そして道路築

造工事に関連します交差点改良工事の３件を発注済みであります。そのうち交差点改良工事につきましては、ほぼ完成をしております、残る２件につきましても来年の２月までには完成することとなっております。

それから、建物補償につきましては９月の委員会で報告したんですが、６戸報告しております。それ以降、３戸補償しております、今年度は、あと１戸を予定をしております。

それから、本年度の予算の執行状況についてなんですが、委託料につきましては予算が１,２７６万３,０００円に対しまして１,２２６万５,０００円執行しております。執行率は９６％であります。工事請負費につきましては、予算が８,４７２万３,０００円に対しまして５,７８５万７,０００円を執行しております、執行率は６８％であります。建物等の補償金につきましては、予算が２億９,３４９万４,０００円に対しまして２億６,７９５万９,０００円を執行しております、執行率としては９２％の執行率であります。

続きまして、地元の活性化に向けた取り組みの状況について報告をいたします。地元の副田地区コミュニティ協議会が中心となりまして、温泉施設湯之山館におきまして、１０月から毎月第３日曜日の午後からなんですが、湯之山館夕遊市と銘打って、地元でとれた農産物を初め、いろいろな商品食べ物等を販売するイベントを開催をしております。地元でとれた農産物の販売はもちろんのことなんですが、地元の商店あるいは個人の活動団体等が出店をしており、賑わいを見せておるようでございます。

出展内容としましては、焼き鳥、和洋菓子、惣菜、アクセサリー、それから青果等の販売をしております。

今後、この夕遊市が好評で集客状況がよければ、月１回を月２回へとふやして活性化を図るということでございます。

以上で報告を終わります。

**○委員長（宮里兼実）** ただいま当局の説明がありました、これを含めてこれより所管事務全般について質疑に入ります。

御質疑願います。

**○委員（谷津由尚）** 入来の湯之山館の地元の方がこういうことに取り組んでおられるのは大変意

義があることだと思います。

湯之山館は、たしか２年くらいは市で直営でやった後、指定管理者ということになるという、今水道局のほうのそういう方針があつて。その際に、いろんな掃除ですとか何やっていうのは地元の方をお願いするのかなのかって、その辺はまだ全然不透明なんですけど。いずれにしても今おっしゃったような地元の方が活性化されるこういうイベントを積極的に取り組んでおられるのであれば、そこは切れないだろうと思いますので、水道局のときに言えばよかったんでしょうけど、よく水道局の方と連携をとっていただいて、地元の方と密接な関係がずっと今から先も続くような環境をつくっていただきたいと思います。要望です。

以上です。

**○委員長（宮里兼実）** ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（宮里兼実）** 質疑は尽きたと認めます。

以上で入来区画整理推進室を終わります。御苦労さまでした。

**○入来区画整理推進室長（引地明吉）** ありがとうございました。

---

△建築住宅課の審査

**○委員長（宮里兼実）** 次は、建築住宅課の審査に入ります。よろしいですか。

---

△議案第２８８号 薩摩川内市市営住宅等の指定管理者の指定について

**○建築住宅課長（福島和朗）** 議案第２８８号薩摩川内市市営住宅等の指定管理者の指定について御説明いたします。

議会資料の１９ページをお開きください。

指定管理者に委託しようとする施設は、これまで市が直営で管理しておりました本土４支所管内の樋脇地域、入来地域、東郷地域及び祁答院地域にあります８２住宅８１３戸の市営住宅及びその住宅の敷地帯にある集会所や駐車場の共同施設等でございます。

指定管理者に委託する業務でございますけれども、入居者の公募、入退去に関すること、施設の維持管理修繕、環境整備に関すること、一般管理事務に関する業務などでございます。

指定管理の候補者は、薩摩川内市西開聞町１５番１１号、株式会社橋口組さんでございます。

次の20ページには指定管理候補者から提出された今回の事業計画の概要を、次の21ページには10月5日に開催されました選定委員会の選定経過の概要を記載してございます。

この選定会では、応募のあった2業者からプレゼンテーションを受けまして、8名の選定委員により審査を行いました。選定の理由でございますけれども、候補者は数多くの賃貸住宅を管理している実績があること、市営住宅の空き家改修に対する運営に期待が持てることと同時に、あわせて管理業務の経費節減を評価して適正な団体であると判断し、選定されております。

次の22ページは、そのときの採点結果表を記載してございます。採点結果は、一番下の欄ですけれども、800満点中、橋口組さんが685点でございます。100点満点に換算しますと85点ということになります。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

**○委員長（宮里兼実）** ただいま当局の説明がありました。これより所管事務全般について質疑に入ります。

御質疑願います。

**○委員（川畑善照）** 指定管理制度は、今まで川内地域と、それから今度のこれと2区画ですか。まだほかにも予定されているんですか。今後の課題はどうでしょう。

**○建築住宅課長（福島和朗）** 市営住宅につきましては、旧川内地域につきましてこれまで指定管理にしておりました。平野商事さんにしてもらっておりますけれども、今回、本土の4支所管内、東郷から入来、樋脇、祁答院、ここを来年度から指定管理をさせていただこうというふうに考えております。

それと、あと甕島地域なんですけれども、これにつきましては蘭牟田瀬戸ですかね、架橋をしてからでないと。上・下、なかなかそれぞれでは難しいんじゃないかということで、開通後、検討をするというふうなことで今考えております。

以上でございます。

**○委員（川畑善照）** 本土は祁答院とか、そういうところまで今回も全て入ったわけですね。ということは、本土は一応すると。あとは甕地区。わかりました、大体。

**○委員長（宮里兼実）** ほかにありませんか。

**○委員（谷津由尚）** 今この内容を見ているんですけど、業務内容はわかりました。例えば壁を張りかえないかんとか、そういう工事が発生したときは、この指定管理者にそのこと自体もお願いをされるんでしょうか。

**○建築住宅課長（福島和朗）** 管理業務も当然なんですけれども、修繕業務もこの委託の中に入っておりますので、そういう修繕等も指定管理の方でやっていくという形になります。

これまでは直営でやっていたんですけども、そういう管理業務・修繕業務も指定管理者にお願いすると。残り、滞納整理につきましては、そのまま、旧川内もなんですけれども、職員のほうでやっているという形になります。

以上でございます。

**○委員（谷津由尚）** ということは、私の考えは、ここまで委託になったら100%全部お願いしたほうが良いと思うんです。あと委託できてない機能というのは何があるんですか。

**○建築住宅課長（福島和朗）** 今、説明しました修繕業務の中でも、大規模になりますと、市のほうで直営でやっているというのがございます。

それと、今、申しましたけれども、滞納整理につきましては、いろいろと個人情報とか、そういうところもございまして、現在の段階では指定管理にしていないというのが現状でございます。

以上です。

**○委員（谷津由尚）** わかりました。

大規模修繕ですとか滞納の整理とか、非常に個人情報とか絡みますから、そうだと思うんですけども、近い将来を見たときに、こういう市営住宅の管理ですとか、こういうものについては包括的にお願いをしたほうが最終的にはコストメリットも出るんじゃないかと思うんですけど。部長、いかがでしょう。その辺の市の方針ということでも質問させていただいたほうが良いと思うんですけど。

**○建設部長（泊 正人）** 課長が言ったとおりでありまして、谷津委員の理想なのかもしれませんが、他の市営住宅自体の大きな修繕、地震でひびが入ったり、天災によったりする場合はどうしても市の予算をまた別に計上してやっていかないといけない部分がございます。

あと、なんか階段を今後そういういろんな建築の基準が変わって、こういうふうに改正しない

とか、そういう場合は市がまた新たに金を出して  
いけないといけないということと、滞納者に対す  
る取り立てというか、これについてはこの辺は指  
定管理者には厳しいんじゃないかというふうには  
思っているところです。

○委員（川畑善照）今、市営住宅は、例えば富  
士通の上の雇用促進事業団やら、勝目の高層の団  
地を市営住宅を払い下げて、受けていますよね。  
そうなったときに、高齢者社会で入居者はどんど  
ん減るんじゃないかということと、すると、どう  
してもエレベーターやら必要になってくるんじゃ  
ないかと。

我々が視察に行ったときに、横浜だったですか  
ね、外部にエレベーター室をつくって、踊り場  
におりような形をとっているところがあったんで  
すけど。今後はそうしなければ高齢化社会で入居  
率がどんどん落ちていくと大変だと思うし、エレ  
ベーターをつけなければいけないときが来るんじ  
ゃないか。あるいは解体せねならんときが来るん  
じゃないかという懸念もあるんですけど、そうい  
う長期的な考えはどうお持ちですか。

○建築住宅課長（福島和朗）ただいま出ました  
雇用促進住宅の勝目一般住宅、入来の立山住宅。  
おかげさまで、勝目につきましては結構入ってい  
まして、8割ぐらい入ってきております。低層の  
階、徐々に詰まってきまして、5階のところが若  
干、残っているという形です。それと、入来につ  
きましても、こちら懸念をしとったんですけれ  
ども、6割ぐらいの入居率ということでございま  
す。

確かに委員がおっしゃるように、高齢化が進み  
ましてエレベーターということも考えられるんで  
す。今の公営住宅法では、新築の場合は3階以上  
はエレベーターを設置しなさいという基準がござ  
いますけれども。既存の建物については、他の、  
例えば県であったり鹿児島市さんだったりすると  
エレベーターを設置してるところもございますけれ  
ども。本市につきましても、その検討はやった  
ところなんですけれども、1棟当たり億に近いお  
金がかかるということで、今、大規模改善工事を  
順次、外壁とか行っておるんですけれども、なか  
なか予算面でエレベーターのところまで行き着か  
ないところが現状でございます。そのかわり階段  
室にまず手すりをつけましょうということで、  
5階まで手すりを設置しております。

それと、高齢者につきましては、例えば、4階、  
5階におられる、70とか80になられた方は  
1階のところに住みかえをできるような形で、そ  
ういうところを今やっております。

今後、それでもどんどん高齢化が進むというこ  
とが懸念されるんですけども、将来的にはあれな  
んですけど、今の段階ではそういう状況でござい  
ます。

以上です。

○委員（川畑善照）今後のことを考えたら、以  
前は教育施設やら集会施設にエレベーターをつけ  
て、それが廃校になっていって、どちらかに行っ  
たらつけたのが無駄だったというようなことも起  
こっていくようでありますけれども。今後、高齢  
者社会の中ではそうしていく必要を感じますので、  
安い方法で何かあったら検討する価値があるんじ  
ゃないかと思ったものですから、お願いしておき  
ます。

以上です。

○委員長（宮里兼実）いいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（宮里兼実）質疑は尽きたと認めます。  
これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（宮里兼実）討論はないと認めます。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めるこ  
とに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（宮里兼実）御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと  
決定しました。

---

△議案第291号 平成27年度薩摩川内  
市一般会計補正予算

○委員長（宮里兼実）次に、審査を一時中止し  
ておりました議案第291号平成27年度薩摩川  
内市一般会計補正予算を議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○建築住宅課長（福島和朗）それでは、議案第  
291号平成27年度薩摩川内市一般会計補正予  
算について説明をいたします。

資料は、予算に関する説明書の50ページをお  
開きください。

まず、歳出からでございます。

8 款 1 項 2 目 建築指導費は、1,641 万 6,000 円の増額をお願いするものでございます。内容は、耐震改修促進法に基づきまして耐震診断が義務づけられている民間の大規模建築物に対して耐震化に係る補強計画を作成するために必要な費用の一部を補助するものでございます。また、もう一つが危険廃屋等解体撤去促進事業の補助金で、これは台風 15 号の影響もございまして申請件数が増加しておりますので、増額補正をお願いするものでございます。

54 ページをお開きください。

8 款 6 項 1 目 住宅管理費は、300 万円の増額補正をお願いするものでございます。内容は、指定管理者の委託料で、台風 15 号による災害緊急維持補修費でございます。これは、川内地域で 160 件余りの連絡がありました被害報告に対応するための修繕経費でございます。

続きまして、歳入について説明いたします。

16 ページをお開きください。

14 款 1 項 6 目 土木使用料中、2 節の住宅使用料 1,000 万円の増は、入居者増などによる増額分でございます。

18 ページをお開きください。

15 款 2 項 6 目 土木費補助金中、4 節の住宅費補助金 250 万円の増は、耐震改修促進事業に対する国費であります社会資本整備総合交付金の増額分でございます。

21 ページをお願いします。

16 款 2 項 6 目 土木費補助金中、1 節住宅費補助金の 16 万 6,000 円の増は、耐震改修促進事業に対する県からの補助金の増であります。

続きまして、6 ページをお願いいたします。繰越明許費の補正について御説明いたします。

8 款 1 項 土木管理費の建築物耐震化促進事業費でございますけれども、これは先ほど補正予算の歳出の項で説明いたしましたが、民間の大規模建築物に対して耐震化に係る補強計画を作成するための費用ですけれども、補強設計業務委託の発注が 3 月ごろとなるために繰り越しをお願いするものでございます。

8 ページをお開きください。債務負担行為の補正について御説明いたします。

下から 3 段目、薩摩川内市営住宅等の指定管理者の指定管理料で、これも先ほど議案第 288 号

で説明いたしました、本土 4 支所の市営住宅等を指定管理者に委託しようとするものでございまして、期間が平成 28 年度から 3 年でございます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○委員長（宮里兼実）ただいま当局の説明がありました、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

○委員（谷津由尚）危険廃屋の解体撤去促進補助金、ちなみに、今何件、これを適用されたんでしょう。

○建築住宅課長（福島和朗）この事業は平成 26 年度からさせてもらっておりますけれども、平成 26 年で 33 件ございました。本年度、平成 27 年度が当初予算分で 31 件交付決定を行っております。それで、今回また 9 月の中旬に予算いっぱいになったものですから補正をお願いしているところでございます。

以上です。

○委員（谷津由尚）見通しで大体何件くらい、合計で。

○建築住宅課長（福島和朗）今回 975 万円お願いしておりますけれども、これで 35 件から三十七、八件、限度額まで達しない場合があるものですから、件数的にはこちらが予想しているより若干ふえますけれども、30 件後半ぐらいだと思います。それで、本年度が六十五、六件、七、八件くらいになるのかなという気はしております。

以上です。

○委員（谷津由尚）特に、ことは台風の影響があつて、それがきっかけになってこれが進んだというところもあるかと思うんですけど。ことしある程度これが進んだということは、来年以降ちょっと少なくなるのかなという気もせんでもなくて、その辺はどのようにお考えですか。

○建築住宅課長（福島和朗）この事業は昨年からは始まりましたけれども、昨年、スタートは、ぱっと来たんですけど、その後ちょっと尻すぼみになりましたけれども、この事業自体が業者の方、あるいは広報紙等ホームページ等でしておりますので、徐々に浸透しつつあるのかなという気はしております。

それで、本年度も台風 15 号がなくても、予算をオーバーしたんじゃないかという懸念は持って

おりまして、今後どちらかといえば当分の間はふえていくのかなというのは思っております。

以上です。

○委員（下園政喜）危険廃屋を解体した跡地のことですけども、何回も聞きますが、3年間は売り買いもできない、新築もできない、そして借地として駐車場なんかに貸すことできないんですよ。大抵、建っている場所は畑にするようなところじゃないですよ。駐車場か住宅を建てるような土地なんですけれども、それについては、まだずっとその考えは変わらないということですか。

○建築住宅課長（福島和朗）これにつきましても委員の方からこれまでも質問がございまして、当初この要綱をつくるところを説明させていただきますと、それまでは廃屋あるいは不必要になった建物は個人の方が自分のお金で解体をされていたのが現状なんですけれども、予算の面でもなかなか難しいという局面が出てきてまして、補助制度を立ち上げようということになりました。

しかし、例えば、建てかえとか、跡を駐車場にとか考えておられる方は、この補助がなくてもされるんじゃないかというような、我々の考えでございすけれども。そういうことで、そういう方は申しわけございせんけれども、外させていただこうということで始めた事業でございす。

しかし、おっしゃるようにそういう利便性の高いところとか、それをその後も何年間も使わせないというのは、いろいろ不合理な点もございすので、それにつきましては、絶対だめということではなくて、今後、検討をさせていただくということで答弁させていただきたいと思ひます。

以上です。

○委員長（宮里兼実）いいですか。

○委員（下園政喜）はい。わかりました。

○委員（谷津由尚）今の件に対して関連なんですけど、私は本末転倒のような気がするんです。前向きに捉えている方で家をつくり直したいから適切な補助金が、解体するの、お金がかかりますから、今。

解体するのにやるんで、ぜひ使わせていただくという前向きな人に対しては、今それが適用できないような環境があるわけですから、そこは見直すべきじゃないかと。逆にいうと、これを悪用される方もいるんですけど。でも、もともと廃屋をなくしていこうという目的に対しては、それは

全うしていくのには変わりなくて、何とかそこを目指したいと思うんですけど。

○建設部長（泊 正人）パターンというか、二通りありました。本当に壊したくても、年をとったり、収入がなくてどうしようもないと、周りに迷惑をかけるという、そういう独居老人とか、よそにおられて、そういうのはそれを対象にしようとしたのが初めての始まりでありまして。今、言われるように家を建てられる方はどうかと思うんで、それを壊して駐車場とか新築とかは、また若干、ニュアンスが違うのかなというようなことがあって、課長とも日ごろそういう話をどの方向に持っていけばいいのなかということで今検討中でございすので。谷津委員の意見を頭に入れて考えていきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

○委員（川畑善照）これも申請主義だからあれだけど、百次町にの倒壊している建物がありますよね。鉄骨がそのまま倒れて家に乗っかかっている。ああいうの、何かこっちからも指導しなければ、恐らく自分からは言ってこないんじゃないかと思うし、それが一つと。リフォーム補助金も、これとは関係はないかもしれないですけど、今後は続けるのか、そういう2点をお聞かせください。

○建設部長（泊 正人）県道沿いにある、鉄骨というか、プレハブがたまたま道路と反対側に倒れているんですけれども、地区調査委員からは、こういう制度がありますということで紹介はしてあります。私も面識のある人ですので、また話をしてみたいと思ひます。

○建築住宅課長（福島和朗）リフォーム補助につきましては、私たちとしては来年度に向けて要望している段階でございす。予算がどうなるか、今の段階では。

ですけれども、来年度も引き続きお願ひしたいということで今要望してる段階です。

○委員（川畑善照）今言われたとおり、市民の要望、業界の要望もありますので、これは続けていただきたいし、先ほどの件も積極的にやっていただきたいと思ひます。

○委員長（宮里兼実）質疑は尽きたと認めます。

以上で議案第291号平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算のうち本委員会付託分について質疑が全て終了しましたので、これより討論、採

決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）討論はないと認めます。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

---

#### △所管事務調査

○委員長（宮里兼実）次に、所管事務調査を行います。

当局から説明が何かありますか。

○建築住宅課長（福島和朗）今回は特にございません。

○委員長（宮里兼実）これより所管事務全般について質疑に入りますが、御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）質疑はないと認めます。

以上で建築住宅課を終わります。当局は御苦勞さまでございました。

---

#### △委員会報告書の取扱い

○委員長（宮里兼実）以上で日程の全てが終わりましたが、委員会報告書の取りまとめについては委員長に一任いただきたいと思います。ついては、そのように取り扱うことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）御異議なしと認めます。

よって、そのように決定しました。

---

#### △閉会中の委員派遣の取扱い

○委員長（宮里兼実）次に、閉会中の委員派遣の取り扱いについてお諮りします。

現在のところ、閉会中に現地視察等の予定はありませんが、急遽必要となった場合の委員派遣の取り扱いは委員長に一任いただきたいと思います。ついては、そのように取り扱うことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）御異議なしと認めます。

よって、そのように決定しました。

---

#### △閉 会

○委員長（宮里兼実）以上で建設水道委員会を閉会いたします。本日は大変御苦勞さまでございました。

薩摩川内市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会建設水道委員会  
委員長 宮 里 兼 実